

令和6年度笠間市
予算特別委員会記録 第3号

令和6年3月7日（木曜日） 午前10時00分開議

全 員 協 議 会 室

本日の会議に付した案件

- 議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算
議案第33号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計予算
議案第34号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算
議案第35号 令和6年度笠間市介護保検特別会計予算
議案第36号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計予算
議案第37号 令和6年度笠間市立病院事業会計予算

出 席 委 員

委 員 長	田 村 泰 之 君
副 委 員 長	鈴 木 宏 治 君
委 員	長谷川 愛 子 君
〃	坂 本 奈 央 子 君
〃	内 桶 克 之 君
〃	田 村 幸 子 君
〃	石 井 栄 君
〃	畑 岡 洋 二 君
〃	石 松 俊 雄 君

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 員

監 査 委 員 事 務 局 長	細 谷 敦 君
監 査 委 員 事 務 局 長 補 佐	松 岡 進 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 嶋 猛 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	菅 谷 清 二 君
農 業 委 員 会 事 務 局 主 査	廣 瀬 美 和 子 君
消 防 長	藪 部 恵 一 君

市立病院事務局 長	木村成治 君
保健福祉部 長	下条かをる 君
福祉事務所 長	堀内信彦 君
産業経済部 長	礪山浩行 君
消防総務課 長	安見稔 君
消防総務課 長 補佐	来栖孝滋 君
予防課 長	中村浩一 君
予防課 長 補佐	猪野利美 君
警防課 長	中村猛 君
警防課 長 補佐	吉沼克典 君
市立病院経営管理課 長	斎藤直樹 君
市立病院経営管理課 主査	橋本太郎 君
こども育成支援センター 長	深澤充 君
こども育成支援センター 長 補佐	中庭裕美子 君
総合支援コーディネーター	内田幸枝 君
こども育成支援センター 主査	矢野郁子 君
社会福祉課 長	瀬谷昌巳 君
笠間支所保険福祉課 長	小澤宝二 君
岩間支所保険福祉課 長	大峰浩一 君
社会福祉課 長 補佐	高松繁樹 君
社会福祉課 G 長	角田康博 君
社会福祉課 G 長	青木美穂子 君
社会福祉課 G 長	伊勢山知孝 君
子ども福祉課 長	根本由美 君
子ども福祉課 長 補佐	宮本隆 君
ともべ保育所 長	後藤尚美 君
くるす保育所 長	高野有紀 君
子ども福祉課 G 長	安齋由香 君
子ども福祉課 G 長	佐山明 君
子ども福祉課 G 長	高瀬修一 君
高齢福祉課 長	金木和子 君
地域包括支援センター 長	久保田真智子 君
高齢福祉課 長 補佐	伊藤浩 君
地域包括支援センター 長 補佐	重原裕美 君
地域包括支援センター 主査	浅川啓子 君

高 齡 福 祉 課 G 長	增 渕 由美子 君
高 齡 福 祉 課 G 長	金久保 純 子 君
保 險 年 金 課 長	町 田 健 一 君
保 險 年 金 課 長 補 佐	豊 田 信 雄 君
保 險 年 金 課 G 長	久 保 美智代 君
保 險 年 金 課 G 長	長谷川 修 君
保 險 年 金 課 G 長	飯 田 弘 子 君
健 康 医 療 政 策 課 長	山 本 哲 也 君
感 染 症 対 策 室 長	佐 伯 優 子 君
健 康 医 療 政 策 課 長 補 佐	町 田 富 士 子 君
保 健 セ ン タ ー 長	糸 屋 明 子 君
健 康 医 療 政 策 課 G 長	浦 井 義 朗 君
健 康 医 療 政 策 課 G 長	柴 山 恵 君
健 康 医 療 政 策 課 G 長	木 村 君 枝 君
感 染 症 対 策 室 主 査	桑 嶋 裕 美 君
農 政 課 長	菊 地 恵 一 君
農 政 課 長 補 佐	島 田 耕 一 君
栗 ブ ラ ン ド 戦 略 室 長	藤 咲 篤 君
農 政 課 G 長	石 崎 武 君
農 政 課 G 長	川 又 英 人 君
農 政 企 画 室 主 査	安 藏 幸 子 君
商 工 課 長	小松崎 守 君
商 工 課 長 補 佐	桑 嶋 一 志 君
商 工 課 G 長	山 口 富 男 君
商 工 課 G 長	横須賀 学 君
観 光 課 長	山 内 一 正 君
観 光 課 長 補 佐	川 松 祐 市 君
観 光 課 G 長	中 山 考 司 君
観 光 課 G 長	塩 田 誠 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	西 山 浩 太
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵美子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久

係

長 上 馬 健 介

午前10時00分開議

○田村委員長 おはようございます。委員の皆さん、連日お疲れさまです。本日は、予算特別委員会の2日目であります。よろしくお願いいたします。

御報告申し上げます。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

○田村委員長 本日は、監査委員事務局、農業委員会事務局、消防本部、市立病院、保健福祉部及び産業経済部所管の審査を行います。

本日の会議の記録は、次長補佐にお願いいたします。

ここで御報告いたします。

委員会条例第19条の規定により、傍聴の許可をいたしましたので、御報告いたします。

最初に、監査委員事務局所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

監査委員事務局長細谷 敦君。

○細谷監査委員事務局長 それでは、議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算のうち、監査委員事務局及び公平委員会所管の歳入、歳出予算について御説明させていただきます。

初めに、公平委員会予算の説明をいたします。

予算書の21ページを、まず御覧ください。

歳入でございます。

上から3段目、13款分担金及び負担金、1項負担金、1目総務費負担金、1節公平委員会費負担金の1万円は、公平委員会を共同設置します笠間地方広域事務組合から収入する負担金でございます。

次に、歳出でございます。

74ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、11目公平委員会費の40万5,000円につきましては、公平委員3名分の日額報酬や旅費が主なものでございます。

また、18節負担金補助及び交付金は、茨城県、関東、全国を単位に組織しております各公平委員会連合会に対する負担金となっております。

続きまして、監査委員事務局予算の説明をいたします。

歳入はございませんので、歳出のみの説明となります。

88ページを御覧いただきたいと思えます。

88ページの下段、2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費の2,539万1,000円のうち、監査委員事務局の人件費を除く主なものにつきましては、監査委員3名の月額報酬や旅費となります。

続きまして、89ページ、11節役務費につきましては、監査委員のタブレット利用による通信料でございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、茨城県、関東、全国を単位に組織しております各監査委員会に対する負担金となっております。

以上で説明は終わりになります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

畑岡委員。

○畑岡洋二委員 74ページ、88ページ、それぞれ昨年度の当初予算と少しずつ増減がありますので、その増減の理由だけお知らせいただければと思います。

○田村委員長 細谷 敦君。

○細谷監査委員事務局長 各連合会の研修とかを受けに行く場所が変わりますので、それに伴う旅費の変更になります。

○田村委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 それは監査委員費、両方ともそういうことで、1万3,000円増えた分と減った分が、要するに行く場所によって旅費が変わったと、了解です。

○田村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 質疑を終わります。

以上で監査委員事務局所管の審査を終了します。

入替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

午前10時04分休憩

午前10時05分再開

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、農業委員会事務局所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

農業委員会事務局長福嶋 猛君。

○福嶋農業委員会事務局長 議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算のうち、農業委員会事務局所管の予算について御説明させていただきます。

初めに、歳入ですが、予算書の34ページを御覧ください。

16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金6,981万3,000円のうち、下から2行目になります、農業委員会交付金405万4,000円は、委員の報酬に係る交付金となります。

その下、農地利用最適化交付金197万9,000円は、農業委員と農地利用最適化推進委員の農地利用最適化の活動に対して交付され、委員の報酬に充当します。

次に、43ページを御覧ください。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入、2節雑入4億819万5,000円のうち、47ページまで飛んでいただきまして、説明の欄下から4行目、農業者年金事務費委託金として38万3,000円を収入するものです。

歳入については以上でございます。

次に、歳出について御説明をさせていただきます。

予算書133ページを御覧ください。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費の予算額は、6,674万7,000円でございます。主な内容について、説明の欄により御説明させていただきます。

1節報酬1,526万1,000円の内訳としまして、説明の欄上から1行目、農業委員報酬925万2,000円は、農業委員19名の報酬です。月額、会長4万6,000円、会長代理4万2,500円、委員4万円の報酬となります。

その下、農業委員選考委員報酬5万4,000円は、令和6年度末で委員が任期満了となるため、新たな委員の選考を行う選考委員の報酬となります。

その下、農地利用最適化推進委員報酬390万円は、担当する13地区において農地利用の最適化を推進する委員13名の報酬で、月額2万5,000円となります。

134ページを御覧ください。

上から3段目の欄、8節旅費146万7,000円の主なものは、上から1行目、費用弁償126万円は、農業委員、農地利用最適化推進委員の現地調査や研修に伴う費用弁償となります。

次に、10節需用費68万3,000円の主なものは、上から1行目、消耗品費55万2,000円は、委員手帳、業務必携、活動記録簿などの購入費用や、農業委員が耕作放棄地を再生した圃場でサツマイモを栽培し、市内の園児等の収穫体験を行うための費用や資材等の購入費用となります。

次に、11節役務費106万円は、農地法に基づく農地の利用意向調査の送付、通信用の郵送料及び農業委員が使用するタブレット21台や現地調査用タブレット13台のデータ通信料となります。

次に、12節委託料533万円の内訳としまして、上から1行目、会議録作成委託料53万8,000円は、毎月開催されます総会の会議録を作成する委託料となります。

その下、農地地図情報委託料158万円は、農地を一筆ごとに管理する農地地図情報システムの委託料で、土地情報、地図、航空写真、農業振興地域などの情報を一元化し、事務の効率化を図るものであります。これは、令和5年度から令和9年度まで5年間の債務負担行為で、令和6年度は2年目となります。

135ページを御覧ください。

同じく、12節委託料、1行目、農地利用状況調査集計業務委託料及びその下、遊休農地利用意向調査集計業務委託料は、農地の利用状況調査を行った結果の集計業務及び利用状況調査の結果、遊休農地等と判断された方への意向調査を行い、その結果を集計する業務の委託料となります。

その下、地域計画素案図作成業務委託料は、農政課が策定を進めている地域計画において、将来目指すべき農地の効率化、総合的な利用の姿を示す目標地図を定めることになっております。目標地図作成に対する役割として、農業委員会では目標地図作成に必要な農地の出し手、受け手の今後の意向などを反映した現況地図の作成が求められており、その現況地図を作成する委託料となります。

次に、13節使用料及び賃借料88万4,000円は、農業委員、推進委員の研修のバス借上料や会議用ソフトなどの使用料となります。

次に、15節原材料費13万2,000円は、サツマイモ栽培に伴う苗代となります。

次に、18節負担金補助及び交付金97万5,000円の主なものは、1行目の茨城県農業会議負担金や、6行目の中央地区農業委員会会長会負担金などがございます。

以上が農業委員会の予算の主な内容となります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○田村委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

石井委員。

○石井 栄委員 質問いたします。歳入の部分の47ページですけれども、そこに農業者年金事務費委託金が38万3,000円計上されております。農業者年金についてお聞きをしたいのですけれども、まずは加入者、どういう人が入れるのか、それから受給する際の基準とか、それから掛金がどのくらいなのかなど、そういうことをお願いしたいのですけれども。

○田村委員長 福嶋 猛君。

○福嶋農業委員会事務局長 まず、農業者年金でございますが、法人ではない農業経営をされている方が加入者となれます。

掛金でございますが、その人の掛け方によって1万円からの方と、ちょっと言い方が正しいかどうかあれなのですけれども、収入が多い方は大きく積むこともできるので、確定拠出型年金という形になっております。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、法人ではない個人で運営をしている農業者の方ということで、これは何歳から入ることができて、受給できるのは何歳以上なのか、それともこういう状態になったときとか規定があるのかと思いますが、御説明をよろしく申し上げます。

○田村委員長 福嶋 猛君。

○福嶋農業委員会事務局長 年金の制度としましては、通常の国民年金の制度と同じように、20歳以上の加入で60歳まで、それ以降は自分の請求したい、65歳で請求したいとか繰上げ請求したいとかということは可能でございます。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、例えば農業をやっている見通しがなくなって、耕作放棄地になってしまったと。で、その人が65歳ぐらいになったと。そういうときには農業者の資格がなくなってしまうのか、年金受給ができるのか、その辺の規定というのはどういうふうになっているのですか、受給の規定。

○田村委員長 福嶋 猛君、分かる範囲で御説明をお願いします。

○福嶋農業委員会事務局長 基本的には、御自分が積んだものを受給するということになってございますので、農業を廃業というか、辞めたとしても、受給権は発生しております。

○田村委員長 ほかにありませんか。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 同じなのですけれども、農業者年金事務費委託金が、昨年度が53万8,000円で、その前が53万7,000円という形で、今年結構かなり落ちているなという気はするのですけれども、これは人数が減っているということで考えるのですか。それとも、掛金の金額が落ちているのかというのを教えてください。

○田村委員長 福嶋 猛君。

○福嶋農業委員会事務局長 基本的には年金受給者の数、それから新規加入者の数等を勘案して事務費負担金が歳入としてなりますので、このところ、令和3年度から新規加入者がいなかったものですから、交付金額が減額となっております。

○田村委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 令和3年度は44万5,000円で、令和4年度に53万7,000円に上がって、令和5年度53万8,000円で、今度、令和6年度が38万3,000円に下がるというのが今の説明ではちょっと分からないのですけれども、もう少し詳しくお願いします。

○田村委員長 福嶋 猛君。

○福嶋農業委員会事務局長 令和元年、令和2年につきましては新規加入者がいて、それが年度ずれというのですか、ずれて交付金がそこまでは高かったのですけれども、令和3年度以降新規加入者がいなかったものですから、それが年度ずれて下がってくるという形になります。

○田村委員長 よろしいですか。

○鈴木宏治委員 分かりました。

○田村委員長 ほかにありますか。

内桶委員。

○内桶克之委員 134ページ、通信運搬費の106万円というところで、タブレットの説明が

あったのですけれども、21台が常駐で使っていて、現場用13台と言っていたのですが、これ人数からいくと農業委員が19人で推進委員が13人なので、これは農業委員はそのまま持っているのだけれども、その推進委員は現場だけのために持つという意味合いなのですか、そこら辺どうなのですか。

○田村委員長 福嶋 猛君。

○福嶋農業委員会事務局長 農業委員は、通常タブレットをお渡ししてしまして、総会もタブレットでやっております。

昨年度から農水省の配付によりまして、推進委員に、笠間市ですと1人1台ずつ配付できる分、支給がされまして、農地利用パトロールという毎年夏行うものと、毎月現地を歩いたときの確認ですとか、地元での相談があったときに、貸したい、借りたいなどの相談があったときに、その13台のほうは活用していただいております。

○田村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 そのタブレットの関係でいくと、地図情報の委託をやっていて、その後ろの135ページの耕作放棄地の利用意向調査などの集計もやっていると。そのものの情報はタブレットにあって、現場でも確認できるということによろしいのですか。

○田村委員長 福嶋 猛君。

○福嶋農業委員会事務局長 年度はちょっとずれるのですけれども、昨年度行った利用意向調査、それから遊休農地の調査で、再生不可能ですとか、遊休AとかBとかという基準があるのですが、そのものはそのタブレットの中にも反映されてきます。

○田村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 その情報については、農業委員会だけではなく、農政課とか農業関係の行政機関でも見られることができるということですか。

○田村委員長 福嶋 猛君。

○福嶋農業委員会事務局長 先ほど農水省のほうから配られたということで、今、農水省のほうで、全国の情報を農水省が管理するシステムの稼働が始まりました。その稼働が始まって、まだ反映があと1年、年度ずれがあるのですけれども、それが完全に稼働すれば、農政課のほうでもシステム上見られることができます。

○田村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 せっかく情報を集めたので、例えば市民とか農業者が農政課に来たときにも情報が共有できて、農業委員会に行かなくてもそういう情報が取れるということが、農業者にとっては利便性が高いと思うので、農政と共有しながら、情報のやり取りはやっていただきたいと思います。

以上です。

○田村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 質疑を終わります。

以上で農業委員会事務局所管の審査を終了します。

入替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

午前10時22分休憩

午前10時23分再開

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、消防本部所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

消防本部消防総務課長安見 稔君。

○安見消防総務課長 消防総務課長安見でございます。

議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算のうち、消防本部所管分について、歳入、歳出予算事項別明細書により御説明いたします。

まず、歳入でございます。

24ページを御覧ください。

14款使用料及び手数料、2項手数料。25ページを御覧ください、上から4段目、5目消防手数料、1節消防手数料400万円。これは、危険物を取り扱うガソリンスタンドや工場などの危険物施設の設置及び変更許可申請に係る手数料でございます。

37ページを御覧ください。

17款財産収入、2項財産売払収入、2目物品売払収入、1節物品売払収入100万円。これは、救助工作車更新に伴い、廃車となる救助工作車を官公庁オークションで売却する収入予定額でございます。

続いて、42ページを御覧ください。

21款諸収入、4項雑入、5目雑入。43ページを御覧ください、2節雑入。48ページを御覧ください、上から3行目、消防団員退職報償金受入金1,850万円。これは、消防団員等公務災害補償等共済基金からの受入金でございます。

下の行、高速自動車道救急業務支弁金427万2,000円。これは、高速自動車国道における救急業務において、東日本高速道路株式会社からの支弁金でございます。

次に、下の段、22款市債、1項市債。49ページを御覧ください、4目消防債、1節消防債2億4,540万円を計上しております。内訳は、消防団第17分団に配備する消防ポンプ自動車2,670万円や岩間消防署庁舎整備2億1,080万円、消防救急無線指令センターシステム整備事業790万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

169ページを御覧ください。

一番下、8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、予算額11億5,773万5,000円、比較

5,334万4,000円の増。財源内訳は、特定財源のうち地方債が790万円、その他987万6,000円、一般財源11億3,995万9,000円でございます。

2節給料から、次のページ、4節共済費までは人事課所管ですので、7節報償費から御説明いたします。

7節報償費200万4,000円、うち施設使用謝礼198万9,000円。これは、市内に設置してある防火水槽663基の土地賃借の謝礼でございます。

1段飛んで、10節需用費1,073万3,000円、うち消耗品費716万5,000円。これは、職員の活動服や救急服などの貸与品や事務用品などの購入費用でございます。

次の171ページ1行目、医薬材料費330万6,000円。これは、救急業務で使用する除細動パッドやディスポグローブ、酸素マスクなどの購入費用でございます。

下の段、11節役務費472万4,000円、うち通信運搬費278万7,000円。これは、固定電話や災害現場等で使用する携帯電話などの使用料でございます。

下の行、諸手数料137万4,000円。これは、深夜業務に従事する交代制勤務職員の健康診断手数料が主なものでございます。

下の段、12節委託料32万4,000円。このうち、救急業務で発生する医療廃棄物処理委託料23万6,000円が主なものでございます。

下の段、13節使用料及び賃借料100万9,000円、うち一番下の行、寝具リース料43万4,000円。これは、交代制勤務職員の衛生的な環境を整えるため、敷き布団やマットレスをリースする費用が主なものでございます。

1段飛んで下の段、17節備品購入費113万3,000円。これは、火災等で着用する防火服の購入費用が主なものでございます。

次の172ページ、18節負担金補助及び交付金3,572万8,000円、段中ほど、救急高度化研修負担金215万6,000円。これは、職員の中から新たに救急救命士を養成するため、救急救命東京研修所に入所させるための負担金でございます。

下の行、茨城県立消防学校入校負担金218万9,000円。これは、職員の資質向上を図るため、専科教育や新規採用職員の初任教育に係る入校負担金でございます。

1行飛んで下の行、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金2,071万8,000円、下の行、茨城消防救急無線・指令センターシステム整備負担金881万7,000円。これは、県内20消防本部で構成する消防指令センターの運営負担金及びシステム整備負担金でございます。

一番下の行、自動車学校負担金98万1,000円。これは、安定した消防業務遂行のため、交代制勤務職員を対象に大型自動車免許取得に係る費用を負担する事業でございます。令和5年度4名、令和6年度4名、以降も継続してまいります。

次の173ページを御覧ください。

2目非常備消費費、予算額7,456万5,000円、比較582万3,000円の減。財源内訳は、特定

財源のその他1,850万4,000円、一般財源5,606万1,000円でございます。

1節報酬2,828万6,000円、うち消防団員報酬2,812万4,000円。これは、消防団員の階級に応じて支給する年額報酬や、火災等の災害に出動した際の出動報酬でございます。

下の段、7節報償費1,861万2,000円、うち下の行、退職消防団員報償金1,850万円。これは、退職した消防団員に対し、階級や在団年数に応じて支給する報償金でございます。

下の段、8節旅費716万2,000円、うち費用弁償712万2,000円。これは、消防団員が訓練等に出動した際の費用弁償でございます。

1段飛んで、10節需用費115万8,000円、うち消耗品費105万6,000円。これは、新入団員の活動服の購入が主なものでございます。

1段飛んで、13節使用料及び賃借料87万6,000円、うち消防団管理システム使用料76万6,000円。これは、消防団員の人事台帳、報酬、表彰の管理など事務の効率化を図るため導入したシステム使用料でございます。

下の段、18節負担金補助及び交付金1,839万9,000円、うち中ほど、消防団員公務災害共済基金掛金136万7,000円。これは、消防団員の公務上の損害補償などに要する掛金でございます。

下の行、消防団員退職報償金掛金1,382万4,000円。これは、消防団員が退職する際に退職報償金を支給するための掛金でございます。

下の行、消防団員福祉共済掛金186万円。これは、消防団員が安心して活動できるようにする共済制度の掛金です。団員の活動が公務か否かにかかわらず、死亡または傷害を受けた場合の弔慰金や見舞金などが支給されます。

続いて、次の174ページを御覧ください。

2段目、3目消防施設費、予算額3億2,036万3,000円、比較4億6,303万6,000円の減。財源内訳は特定財源のうち、地方債2億3,750万円、その他103万円、一般財源8,183万3,000円でございます。

11節役務費268万1,000円。これは、浄化槽くみ取り手数料や消防車両の車検に係る諸費用、保険料などが主なものでございます。

175ページを御覧ください。

2段目、12節委託料2,045万円、うち上から2行目、監理業務委託料965万3,000円。これは、岩間消防署建設工事に係る監理業務委託料で、岩間消防署建設工事の工期延長により、庁舎工事監理業務の支払いの一部が令和6年度にずれ込むことにより計上するものでございます。

一番下の行、機器点検保守委託料552万6,000円。これは、はしご車及び救急現場で使用する心電図モニター、火災現場で使用する空気ボンベ等の保守点検委託料でございます。

下の段、13節使用料及び賃借料47万7,000円、うち上から2行目、公用車リース料44万9,000円が主なものでございます。

下の段、14節工事請負費 2 億1,228万円。先ほど御説明した、監理業務委託料と同様に、岩間消防署建設工事工期延長により、支払いの一部が令和 6 年度にずれ込むことにより計上するものでございます。

下の段、17節備品購入費3,295万5,000円。これは、消防団第17分団の消防ポンプ自動車の更新が主なものでございます。

下の段、18節負担金補助及び交付金1,793万円。これは、消火栓11基分の設置負担金でございます。

下の段、4目災害対策費。177ページを御覧ください、一番上、17節備品購入費1,967万6,000円のうち、防災災害回復力の強化として悪路走破性の高い消防車両や倒壊建物から要救助者を救出するための大型油圧ジャッキなどの資機材購入費用1,196万8,000円を計上してございます。このほかは、危機管理課所管となります。

次に、ページ飛んで、226ページを御覧ください。

最後に、継続費について御説明いたします。

上から 2 段目、8 款消防費、1 項消防費、岩間消防署整備事業でございます。本来、令和 4 年 6 月からの 2 か年計画で令和 6 年 3 月に完成予定としておりましたが、今年の夏の猛暑により工期に遅れが生じ、完成が令和 6 年 4 月にずれ込むことにより、年割額を変更し、総額 5 億5,814万円のうち、令和 4 年度に39.9%に当たる 2 億2,304万9,000円を、令和 5 年度は20.3%に当たる 1 億1,315万8,000円を支出し、令和 6 年度に残りの39.8%に当たる 2 億2,193万3,000円を支出予定でございます。

以上で令和 6 年度笠間市一般会計予算のうち、消防本部所管分についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 173ページ、2 款 2 目の非常備消防費の中の消防団員報酬が2,812万円余り取られていますけれども、これに関してお伺いいたします。これは、何人に対しての予算なのかということと、1 人 1 回出動するたびに報償費が幾らになる計算で出された予算なのか、御説明をよろしく願いします。

○田村委員長 安見 稔君。

○安見消防総務課長 こちらは、消防団員の年額報酬の部分と出動報酬、こちらの部分の計上でございます。団員564名に対する予算でございます。

出動報酬としましては、日額 2 時間未満の場合は2,000円、4 時間未満の場合は4,000円、4 時間以上になりますと8,000円という金額でございます。

以上でございます。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうすると、出勤報酬については今回変わったのか、変わっていないのか。変わったとすれば、前年は幾らで今年はどうなったか、それをお聞きいたします。

○田村委員長 安見 稔君。

○安見消防総務課長 こちらは、令和4年度に変わりました。令和4年度前は一律、時間に関係なく2,000円でした。今年度は変わっておりません。

○田村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 質疑を終わります。

以上で消防本部所管の審査を終了いたします。

入替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市立病院事業会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

市立病院事務局経営管理課長斎藤直樹君。

○斎藤市立病院経営管理課長 市立病院斎藤です。よろしくお願いいたします。

議案第37号 令和6年度笠間市立病院事業会計予算について説明をさせていただきます。

1ページを御覧ください。

第2条、業務の予定量でございますが、年間患者数は、入院を延べ9,855人、外来を延べ2万3,571人とし、1日平均患者数では入院を27人、外来を97人とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出でございます。収益的収入及び支出の予定額は、収入の第1款病院事業収益の総額を8億8,183万9,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款病院事業費用の総額を9億8,120万3,000円とするものでございます。

続きまして、第4条、資本的収入及び支出でございます。資本的収入及び支出の予定額は、収入の第1款資本的収入の総額を9,088万2,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款、資本的支出の総額を1億1,301万3,000円とするものでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。

第5条、企業債ですが、医療機器購入に係る財源としまして、病院事業債を起こすものでございます。心電図や電子カルテ用のパソコン購入などに伴うものでございます。

第6条は、一時借入金ですが、一時借入金の限度額を2億円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでござい

ます。

続きまして、3ページを御覧ください。

第9条は、他会計からの補助金でございます。他会計からの補助金等をそれぞれ掲載したものでございます。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を1億2,995万6,000円と定めるものでございます。

続きまして、収入、支出の主なものについて、予算に関する明細書にて説明をさせていただきます。

30ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございます。

1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益は、1日平均入院患者数を27人で、3億1,673万9,000円を計上しております。

2目外来収益は、1日平均外来患者数97人で、3億53万円を計上しております。

3目その他の医業収益は、1億8,752万3,000円を計上しております。こちらは、健康診断や予防接種などの公衆衛生活動収益や訪問看護収益、訪問リハビリ収益、居宅介護収益、その他、休日・夜間診療負担金等でございます。

2項医業外収益、1目他会計負担金は、企業債利子負担金やプレコンセプションケア事業負担金、病児保育運営負担金、地域医療センターかさま施設管理負担金を合わせまして3,082万8,000円で計上しております。

2目他会計補助金は、3,733万2,000円でございます。医師派遣受入補助金等でございます。

続きまして、31ページを御覧ください。

3目患者外給食収益は、前年度同額の156万円を計上しております。

4目長期前受金戻入は、県や国からの繰り入れた補助金の減価償却費見合い分の収益で657万円を計上しております。

5目その他の医業外収益は、75万4,000円を計上しております。

3項特別利益は、科目計上のみとなっております。

続きまして、32ページを御覧ください。

支出でございます。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費は、病院職員の人件費のほか、休日・夜間診療の医師や薬剤師、看護師等の報酬など、5億5,427万7,000円を計上しております。

続きまして、33ページを御覧ください。

2目材料費は、薬品費、診療材料費、給食材料費などで1億2,995万6,000円を計上しております。

3目経費は、1億7,889万3,000円を計上しております。内容は、消耗品費や光熱水費な

どの施設管理に伴う病院分の経費。次に、34ページになりますが、委託料で、臨床検査、給食業務、医事業務、医療機器保守点検、地域医療センターかさま総合管理委託や、負担金の人事交流事業県負担金、地域医療研修推進業務負担金等が主なものでございます。

35ページを御覧ください。

4目減価償却費は、建物、器械備品減価償却費などで7,235万円を計上しております。続きまして、36ページを御覧ください。

2項医業外費用、1目支払利息169万9,000円は、企業債の利子償還でございます。

2目患者外給食材料費は、収入と同額の156万円を計上しております。

3目消費税及び地方消費税は、500万円を計上しております。

5目給与費1,503万4,000円は、病児保育の看護師及び保育士の報酬等でございます。

6目その他の医業外費用は、病児保育運営費、地域医療センターかさまの行政等部分の施設管理費等で1,809万5,000円を計上しております。

続きまして、38ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

収入でございますが、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債3,300万円は、医療機器購入に係る財源として借り入れるものでございます。

2目出資金5,513万2,000円は、企業債の元金償還分と医療機器購入に係る一般会計からの出資金で、国の繰出基準に基づくものでございます。

3目補助金275万円は、医療機器購入に係る国保の特別調整交付金、直営診療施設整備補助金で、国民健康保険特別会計で収入し、病院会計に補助金として繰り入れるものでございます。

次に、支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目資産購入費は、心電図や電子カルテ用のパソコンなどを買い換えるものでございます。医療機器購入費等として7,073万3,000円を計上しております。

2項1目企業債償還金は、企業債元金償還金4,228万円を計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○田村委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いたします。

畑岡委員。

○畑岡洋二委員 30ページ、患者数の1日平均の外来とか入院患者数の前提条件が昨年度と比較すると、入院患者は30床ある中の27床を使うということで、基本的に17人ということで、それは物すごく分かりやすいのですけれども、平均外来数が1人減らしています、98人から97人に。この辺は何に基づいて減らしたのか、理由をお願いたします。

○田村委員長 斎藤直樹君。

○斎藤市立病院経営管理課長 外来患者数につきましては、今年度外来患者数が昨年までと比べまして若干減っておりますので、それに合わせて予算計上をしております。

○田村委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 それは分かりました。減る傾向にあるので、そういうふうに見るということと、あと今年ほう年で29日が多分開業日だったのだろうと思うのですけれども、そうすると、要するにその1日平均は日数に関係ないので、さらにそうすると来年度は1日分開業日が減るというふうで1年間のあれは変わるという、その辺も加味されて会計は予算を立てているということになるのですか。

○田村委員長 斎藤直樹君。

○斎藤市立病院経営管理課長 開業日の日数のほうは変わりませんので、同じような形で計算しております。

○田村委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 うるう年とか関係なく、2月29日があったではないですか、今年度は。来年度ないから1日減るのかなと思って、それで年間分だとさらに減っているのかなと思ったのですけれども、それはあまり影響ないのですね。

○田村委員長 斎藤直樹君。

○斎藤市立病院経営管理課長 そちらについては、ほとんど影響ございません。あくまで、外来患者数が減っているという部分で減らしております。

○田村委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 了解です。

○田村委員長 ほかにありませんか。

内桶委員。

○内桶克之委員 36ページなのですが、給与の病児保育の部分、前年度比較して1,281万4,000円増えているということで、この病児保育の内容というか、そのものをどういうふうに見直したのか、それとも給与で看護師を増やしたのか、そういうところの説明をお願いしたいと思います。

○田村委員長 斎藤直樹君。

○斎藤市立病院経営管理課長 病児保育につきましては、人数を増やすというわけではなく、全体的に会計年度を含めて賃金が上がっておりますので、それで上がっている次第でございます。

○田村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 前年と同じシステムでやって、給与だけ変わったというところなのか、そうすると。

○田村委員長 斎藤直樹君。

○斎藤市立病院経営管理課長 そのとおりでございます。

○田村委員長 ほかにありませんか。

田村幸子委員。

○田村幸子委員 今、内桶委員が質問された病児保育についてなのですが、36ページの運営費が219万2,000円ということで、病児保育のほうの保育に関わられた人数は、どのくらいの方がいらっしゃるのでしょうか。

○田村委員長 斎藤直樹君。

○斎藤市立病院経営管理課長 患者数でしょうか、それとも担当職員でしょうか。

○田村幸子委員 患者数です。

○田村委員長 斎藤直樹君。

○斎藤市立病院経営管理課長 今年度につきましては、2月までの集計で133名の患者を扱っております。

○田村委員長 田村幸子委員。

○田村幸子委員 コロナ禍と比べては、どのように変化されていますか。

○田村委員長 斎藤直樹君。

○斎藤市立病院経営管理課長 令和3年度が1年間のトータルで115名、令和4年度が145名でございますので、若干の動きはありますが、それほど極端に増えるとか減るとかというのではないかと思われま。

○田村委員長 田村幸子委員。

○田村幸子委員 分かりました。ありがとうございました。

○田村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 質疑を終わります。

以上で市立病院所管の審査を終了します。

入替えのため暫時休憩いたします。10分ほど休憩取ります。11時5分から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午前10時56分休憩

午前11時05分再開

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部子ども育成支援センター所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出と続けて説明願います。

子ども育成支援センター長深澤 充君。

○深澤子ども育成支援センター長 議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算のうち、子ども育成支援センター所管の歳入、歳出について、主なものについて御説明申し上げます。

す。

まず、歳入について申し上げます。

21ページを御覧いただきたいと思います。

中段になります、13款分担金及び負担金、1項負担金、2目民生費負担金、1節障害福祉費負担金1,116万8,000円のうち、こども育成支援センター所管分は、児童発達支援センター事業利用負担金862万2,000円となります。これは、児童発達支援事業所「まるん」の利用者負担金として、茨城県国民健康保険団体連合会から支払われます給付費等を計上しております。

次に、42ページを御覧ください。

21款諸収入、4項5目雑入。育成支援センター所管分は44ページに移りまして、下から3行目になります、2節雑入の児童発達支援訓練教材費4万5,000円で、事業に係る教材費の実費分として、利用者から徴収しているものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

89ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費。93ページに移りまして、2目障害者福祉費29億6,575万3,000円のうち、こども育成支援センター所管分は5,370万9,000円でございます。主な歳出は、運営に係る専門職の person 費と、講師派遣の person 費となっております。

person 費に関わるもの以外の主な事項について御説明申し上げます。

94ページをお開き願います。

7節報償費となりますが、講師謝礼104万円のうち、こども育成支援センター分は74万円となります。発達に課題のある子どもたちを地域で支えていく社会を実現するため、障害児の特性の理解を深めてもらう市民向けの講演会の開催費用と、昨年度新たに立ち上がりました市内の児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所で組織します笠間市児童発達支援連絡会の職員の資質向上を目的としました研修会を開催する費用でございます。これにより、市内の事業所の支援力向上を図るための経費として計上してございます。

次に、5行目の協力者謝礼の7万5,000円は、言語聴覚士による発達相談会を年6回実施する費用となっております。県内には言葉に関する相談機関が少なく、予約も取りづらい状況にあることから、市が独自に相談会を開催することにより、早期の支援、受診につなげるために実施しているものでございます。

続きまして、6行目の専門職派遣謝礼の105万円は、児童発達支援事業所に通所する児童に対し、より専門的な支援が必要なことから、言語聴覚士や作業療法士等の外部の専門職の派遣による謝礼でございます。

95ページをお開き願います。

12節委託料となりますが、上から5行目の業務連携委託料の30万円は、発達相談が必要な児童に対し、速やかな相談を行い、支援につなげるため、市立病院の医師による発達相

談会を開催する費用でございます。

2行下に下がりました、伴走サービス業務委託料93万3,000円は、昨年導入いたしました子ども支援情報共有システムをより充実したシステムにしていくため、必要な支援を受けるための費用でございます。

その下の専門職派遣委託料は、センターが運営します児童発達支援事業所「まるん」において作業療法士による指導の充実を図るため、市内発達支援事業所と連携し、実施するための費用でございます。

以上がこども育成支援センター所管の議案第32号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

石井委員。

○石井 栄委員 それでは、ただいま御説明がありました件についてお伺いいたします。歳出のところで、89、94、95ページにいろいろな項目で出ておりますが、こども育成支援センターの中には不登校に対する指導をやっておりますね。それで、新しく学務課のほうで、校内フリースクール事業とか、不登校対策民間連携事業でそれぞれ対策費を取って事業を進めておりますが、このこども育成支援センターで不登校に関わる指導の費用というのはどの項目に含まれて、幾らほど計上されているのか分からなかったもので、その辺を分かる範囲でお願いしたいのですけれども。

○田村委員長 深澤 充君。

○深澤こども育成支援センター長 不登校に関する相談ということセンターでも受けてございますけれども、相談を受ける職員としましては、相談員の職員等が相談を受けております。その部分については、人件費、会計年度任用職員の報酬等に入っておりますので、特に外部の専門相談員を委託しての相談というものは特に受けていないので、人件費の中に入っております。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、明確に幾らという予算立てはしていないというようなお話しだったのですが、そうしますと難しいかもしれませんが、フリースクール事業と、それからこども育成支援センターでの不登校に対する指導との関連性というか、連携性というのは来年度どのように取っていくのかなというふうに思いまして、御説明があればよろしく申し上げます。

○田村委員長 深澤 充君。

○深澤こども育成支援センター長 こども育成支援センターでは、成長や発達に課題があるお子さんの相談を全般的に受けています。その中で、学校に行きたがらない不登校ごみ

のお子さんの相談というのも受けております。

そういう中で、来年度、フリースクールということで、中学校に新たにそういった教室に入れないお子さんの居場所というものが新たにできたということで、相談の後の支援先の一つとして紹介できるのかなというふうに思っております。また、フリースクールの事業全体といたしましては、教育委員会のほうで事業を組み立てているかと思しますので、そちらのほうを確認していただければと思っております。

以上でございます。

○田村委員長 ほかにありませんか。

鈴木委員。

○鈴木宏治委員 94ページの7節報償費の中の協力者謝礼という形で、スピーチセラピストですか、6回という形で7万5,000円で何か協力をお願いしているということなのですか、これ対象と、7万5,000円で6回というところかなりお安いかなと思うのですが、どういう内容なのかというのを教えていただけますでしょうか。

○田村委員長 深澤 充君。

○深澤こども育成支援センター長 まず、この7万5,000円ですけれども、言語聴覚士による発達相談の費用となっております。センターで相談を受けたときに、言葉に課題があるお子さんの相談に関して、より専門的な専門家への相談をしたほうがいだろうという場合に、言語聴覚士への相談に向けています。

1回に関しましては1万2,500円ということで、通常提示されている金額という形で予算のほうも計上させていただいております。

○田村委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 それは1回当たりというのは、1人当たりという形で、トータルで6人ということですか。それとも、1回というのは、そのときに何人かいれば何人かをまとめてスピーチセラピスト、STの方がやってくれるという考え方でよろしいのでしょうか。

○田村委員長 深澤 充君。

○深澤こども育成支援センター長 1日というか、1日3時間ほど来ていただいているのですが、1回に来ていただく報酬がその金額となっております。

○田村委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 ということは、複数人、対応している事例もあるということでしょうか。

○田村委員長 深澤 充君。

○深澤こども育成支援センター長 1日、3人から5人ほど見ていただいております。

○田村委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 ありがとうございます。

○田村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

午前 1 1 時 1 6 分休憩

午前 1 1 時 1 7 分再開

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、社会福祉課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

社会福祉課長瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 社会福祉課の瀬谷でございます。よろしくお願ひいたします。

令和 6 年度一般会計予算、社会福祉課所管分について御説明いたします。

初めに、25ページをお開き願います。

歳入の主なものについて、御説明申し上げます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のうち、2行目の生活困窮者関連国庫負担金1,300万円でございます。生活保護に至る前のセーフティネット事業として、生活困窮者への相談対応や課題に応じた支援計画を作成し、必要な支援の提供を行う事業に係る国庫負担金でございます。

続きまして、26ページでございます。

2節障害福祉費負担金14億776万8,000円の主なものといたしまして、障害者医療費負担金3,810万7,000円でございます。障害程度の軽減を目的とした手術などを受ける際の医療費に対する国庫負担金でございます。

続いて、二つ下の障害者自立支援給付費負担金13億5,100万円でございます。障害者が地域で自立した生活を送るなどを目的に、居宅介護、生活介護などの障害福祉サービスや車椅子などの補装具などの交付に対する国庫負担金でございます。

続きまして、4節生活保護費負担金11億3,505万円は、生活扶助、住宅扶助、医療扶助などの生活保護費に係る国庫負担金でございます。

次に、15款国庫支出金、2項国庫補助金。27ページとなります、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金784万1,000円は、生活困窮者関連事業として、ひきこもりサポート事業や家計改善支援事業など、生活困窮者対策に係る国庫補助金でございます。

続いて、2節障害福祉費補助金1,605万9,000円は、地域の特性などに応じて実施できる障害者地域生活支援事業費として、移動支援、ストマ用具などの日常生活用具の給付に係る補助金でございます。

次に、31ページをお開き願います。

16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、4節生活保護費負担金のうち、生活保護法73条分負担金2,400万円でございます。こちらは、笠間市に居住地がない、また

は明らかでない方を保護の対象とした場合に、市が支出した生活保護費負担相当分に対する県負担金でございます。直近では、35名が対象となっております。

歳入につきましては以上でございます。

続いて、歳出の主なものについて御説明いたします。

89ページとなります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。1ページを送っていただきまして、90ページをお開き願います、一番下となります。12節委託料9,755万6,000円でございます。主なものといたしまして、社会福祉協議会への業務委託経費となります。地域ケアシステム推進事業委託料は、地域住民を含めた見守りのためのケアチームの構築や福祉ニーズの把握などを主な業務としています。地域ケアコーディネーター3名分の人件費など、1,439万4,000円でございます。

ページを送っていただきまして、91ページでございます。

上から5番目、自立相談支援事業委託料1,622万7,000円でございます。生活に困窮する方などから相談を受け、生活保護に至る前の支援を通じて、自立につなげる事業でございます。

その下、家計改善支援事業708万9,000円でございます。同じく、生活困窮者に係る支援として、金銭管理能力に問題がある方や、借金などの理由が困窮に至る原因となっている場合の課題解決に向けた事業に係る人件費でございます。

二つ下のひきこもり支援アウトリーチ委託料112万5,000円は、ひきこもり状態にある方や御家族に対する支援として、県立こころの医療センターや筑波大学と連携いたしまして精神科医師などが個別訪問し、具体的支援の入り口につないでいく事業でございます。

続きまして、18節負担金補助金及び交付金の主なものといたしまして、住宅確保給付金負担金110万7,000円でございます。離職や収入の減少により家賃の支払いが困難な状態に陥った方を対象に、世帯員数に応じた家賃相当額を給付する事業でございます。

ページを送っていただきまして、92ページでございます。

一番上のボランティアセンター事業補助金759万3,000円でございます。社会福祉協議会で実施している各種ボランティアの人材の育成や、団体支援の事業費及び職員の人件費に係る補助金でございます。

二つ下の社会福祉協議会補助金7,815万3,000円は、社会福祉協議会の法人運営に係る職員14名分の人件費補助金でございます。

続いて、三つ下の民生委員児童委員協議会補助金1,464万7,000円は、協議会の活動費や委員151名の費用弁償でございます。

続いて、その下、19節扶助費515万円は、現在、令和5年度住民税非課税世帯及び均等割世帯に対する給付7万円と10万円ですが、こちらを進めているところですが、令和6年度新たに住民税非課税世帯、そして均等割のみ世帯になった世帯に対し10万円を給付する

もので、また子どもがいる世帯につきましては1人当たり5万円を加算給付するものがございます。対象世帯は、国の限度額試算に基づき、48世帯分として計上しておりますが、実際には給付の実績に応じて、国より10分の10が交付されることになっております。

続いて、93ページ、2目障害者福祉費でございます。2ページを送っていただきまして、95ページとなります、12節委託料の主なものといたしまして、二つ目の手話奉仕員養成研修事業委託料34万3,000円は、市民を対象として初歩的な手話技術の取得のための講座を開設する事業でございます。

次に、その二つ下の地域活動支援センター委託料1,753万3,000円でございます。この事業は、精神障害のある方などが通所により利用できる日常活動の場の提供や、社会との交流促進などを図る目的で行う事業で、近隣自治体と共同運営しているものでございます。

次に、その二つ下、障害者相談支援事業委託料593万1,000円は、新規事業となります。近年、精神に課題を抱えている方の相談が増えてきており、その方々の相談支援強化として、精神保健福祉士、主任相談支援専門員を配置する市内の相談支援事業所と業務を委託することで、精神障害の相談支援の強化を図るものでございます。

続いて、96ページをお開き願います。

19節扶助費でございます。主なものとしまして、4番目、障害者更生医療給付費6,263万3,000円でございます。障害程度の軽度や機能回復を目的とした手術を受ける場合、あるいは人工透析治療などに対して必要な医療費を負担するものでございます。

ページを送っていただきまして、97ページでございます。

一番上、障害者自立支援給付費27億200万円でございます。1か月当たり約1,900件の各種障害福祉サービス利用に係る費用でございます。生活介護や就労継続支援B事業、障害児放課後デイサービスなどの利用の多い給付となっております。

その下の障害者地域生活支援事業3,631万4,000円につきましては、地域の特性に応じて実施できる移動支援、ストマ用装具などの日常生活用具の支給に係る費用でございます。

ページが飛びまして、100ページをお願いいたします。

6目社会福祉施設費、いこいの家「はなさか」に係る経費でございます。主なものは、12節委託料4,304万円の指定管理料で、日本スポーツ振興協会に指定管理を委託するものでございます。はなさかの利用状況につきましては、コロナの影響により令和2年度、令和3年度と利用者数が大幅に落ち込みましたが、令和4年度からは回復に向かっており、コロナ前の年利用6万人の数に対して、5万3,000人まで回復しました。令和5年度につきましては、ボイラーの故障により長期休館ということもありまして、減少しているところですが、引き続き、利用者の回復及び適切な維持管理に努めてまいります。

続いて、7目人権・同和対策費でございます。7節報償費、ページを送っていただきまして、101ページ、弁護士謝礼12万円は、各地区を巡回し、毎月実施している人権相談における費用でございます。

次に、112ページでございます。

3 款民生費、3 項生活保護費。2 ページを送っていただきまして、114ページをお開き願います、2 目扶助費でございます、生活保護費15億971万2,000円でございます。生活保護受給世帯に対する生活扶助、住宅扶助、医療扶助などの支給に係る費用でございます。生活保護受給者については、いわゆる健康保険の制度の適用がないため、受給者の医療費はここから支出しており、この予算の半分近くを医療費扶助が占めております。

また、受給世帯、人員、世帯人員とともに微増傾向が続いており、直近の状況を見ますと710世帯で851人となっております、前年同月比と比較しますと約3%の伸びとなっております。

以上で社会福祉課の説明を終わりにいたします。

○田村委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

石井委員。

○石井 栄委員 ただいま報告がありました点の生活保護費に関して、質問をいたします。

まず、26ページで、生活保護費に対する国の支援が11億円余り歳入であると。それから、ただいま生活保護費の中の歳出で、112ページから113ページにかけまして、15億円ほどの生活保護費の支給を考えているということに関して質問をいたしますが、まず人数が生活保護の対象世帯が710世帯で813名を予定しているという、813名ですか、ちょっと最後の数字がはっきり聞き取れなかったもので、予定されていると言いましたけれども、まずその正確な数字、私が聞き漏らした数字、もう1回言ってもらっていいですか。

○田村委員長 瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 こちらは予定の人数ではなくて、6月1日現在の状況でございます。世帯の数としましては710世帯で、対象人員が857人でございます。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、この生活保護を支給する世帯に対する基準がありますよね。その中で、預貯金などの資産といいますか、そういうものがどの辺になった場合に、生活保護の受給対象になるのか、その受給対象の基準を教えてくださいと思います。

○田村委員長 瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 生活保護、まず生活扶助費だけの判断でさせていただきますと、生活扶助費、月約6万3,000円です。先ほど預貯金のお話がありましたけれども、その金額を下回っている状況で、他に収入がない状況であると生活保護の基準の該当になってくるのかなというふうに……。

失礼しました。先ほどの6万3,000円というのは、あくまでも単身世帯、1人世帯というふうな。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうすると、単身ではなくて2人世帯という場合には、その費用は単純に2倍になるのでしょうか。それとも、少し変わるのでしょうか。その辺の……。

○田村委員長 瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 単純に2倍にはなりません。共有して使えるというところがありますので、その分が下がってきますので、金額的には10万円ぐらいになります。

○田村委員長 ほかにありませんか。

石井委員。

○石井 栄委員 それで、微増傾向にあるというようなお話がありましたけれども、その微増の要因としてどういうことがあるのか、教えていただければと思います。

○田村委員長 瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 大きな要因としましては、高齢化が進んでいるというようなことです。今回、先ほどの710世帯といううちの大体6割近くが高齢世帯が対象になっておりまして、理由としては、高齢によって働けなくなったりとか、病気、けが、そういったことになって年金の収入だけではちょっとやっていけないというような状況でそういう対象者が増えていると、そういうように認識しております。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 別の件で、91ページに、ひきこもりの対策として112万5,000円が計上されていましたが、たしか。それについてお伺いをしたいのですけれども、今、ひきこもりの方、推定で結構なのですが、笠間市内に何人ぐらいいると推定しているのかなと、まずそこから分かる範囲で教えてください。

○田村委員長 瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 実際に、令和元年度にひきこもりの実態調査を、民生委員などの協力によりまして行っております。そのときに、92名の方が明らかになっております。

令和元年度からもうしばらくたっていますので、そこから少し増えているというような認識はありますけれども、一応具体的な数字としましては92人です。そのうち、何の医療機関にもつながっていないという方が約40名ほどいるというふうに判断しております。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、この112万円というのは、そのうちの何名ぐらいを想定した対策の予算というふうにしてしているのでしょうか。

○田村委員長 瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 今現在、5名を対象にアウトリーチ事業を進めております。どうしてもひきこもりの部分は、継続的、長期化するというような対応が必要ですので、そういった5名の中で、またさらに新たな申請といいますか、そういうひきこもりの支援をお願いしたいというようなことがあれば、随時そこから増やしていくというふうな考えでおり

ます。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 結構です。

○田村委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 100ページ、6目社会福祉施設費の中の14節ですか、工事請負費というのが、いこいの家「はなさか」で今年度だけ急に800万円ぐらい出ているのですけれども、これは何か修繕とか新規とか、何か工事があるのでしょうか。

○田村委員長 瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 大きなものとして、例えば一つはサウナなのですけれども、コロナ禍によって、サウナを利用制限をさせておりました。それで、利用を開始しようとした際に不具合が発生したということで、こちらのサウナの改修費用を百五、六十万円で見えています。すみません、不正確な数字で……。あと、給水ユニットポンプという工事、お湯を送る機械なのですけれども、そういったところとか、あと泡風呂ではないのですが、そういったジェットの泡のポンプの交換、そういったところにもちょっと不具合が発生しておりますので、そういった修繕を見込んでおります。

○田村委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 そうすると、利用が今まで、5万3,000人まで戻ってはきていたと思うのですけれども、サウナとか利用できなかった部分が今年度工事が終われば全部使えるようになって、少し新しくなって、さらに利用を見込めるということですね。よろしくお願ひします。

○田村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 95ページの委託料のところ、障害者相談支援事業委託料593万1,000円ということで、今回新規で事業をやるということで説明がありましたが、これの委託先と、体制はどんな感じで体制づくりをするのか、お願いしたいと思います。

○田村委員長 瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 まず、こちら委託先の部分なのですけれども、条件として、今回精神障害に係る相談件数というのが、急に増えているのです。急に増えているというか、かなり増えておまして、その数字としましては6割から7割ぐらいの相談内容が精神という形で増えているという状況がございます。

そういった中で、今回の委託の条件としましては、精神保健福祉士がいる事業所で、あと主任相談支援専門員、この主任という方、主任という役職を持っている方は相談支援専門員を指導できる立場の方なのですが、そういった二つの要件を配置している市内の事業所に委託を考えております。

体制といたしましては、先ほどの精神障害に関わる相談はもちろんのこと、例えばピアカウンセリングと言って、同じ課題、悩みを持つ方のその相談し合う場合、話し合ってお

互いに支え合うと、そういった場の提供であったり、また精神障害の方のサービスにつながっていない方もたくさんいるというふうな感じで考えておりますので、そういったサービス未利用者に対しての支援と、そういったものを考えていきたいと思っております。

○田村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 先ほど説明があったのですけれども、この相談体制の中で事業所と言っていたので、これは市内のNPO団体とか、そういう事業所を言っているのですか。

○田村委員長 瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 市内に相談支援事業所というのが、9か所あります。そのうちの一つの事業所に委託契約を行うというふうな考えでおります。

○田村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 委託をして、そこに支援をしていくという形なのですけれども、社会福祉課のほうとしての関わり方というのはどういう感じなのですか。

○田村委員長 瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 もともとその相談支援事業所、先ほど9事業者ありましたけれども、もともと連携は当然、関係機関との連携という中で連携はしているのですけれども、基幹相談支援センターとの連携の中で、やはりどうしても任意的な連携というようなところがありますので、そこをしっかりと委託契約して、役割を分担した形での業務を進めていきたいと、そういうふうに考えています。

○田村委員長 ほかにありませんか。

畑岡委員。

○畑岡洋二委員 100ページの社会福祉施設費のいこいの家「はなさか」の件なのですけれども、建物を管理するときには大体需用費として、光熱費とか修繕費とかという形で計上していることが多いのですが、ここでは多分その委託料の中に全部含まれているというふうに判断するのだらうと思うのですけれども、その辺まずお願いいたします。

○田村委員長 瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 委託料の中で、修繕費という部分に関しては少額のもの、例えば50万円未満とか、そういった少額のは委託料の中でやっていただくと。高額な部分に関しては社会福祉課、市のほうで対応するというふうに、金額ベースで役割を分けております。

○田村委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 もう一つ、燃料代はどこに入っているのですか、光熱費。

○田村委員長 瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 燃料代につきましては、委託料の中に含まれております。一応、上限額が1,400万円という上限を設定させていただきまして、そこから下回った部分は戻してもらおうというような形で対応させてもらっています。

○田村委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 分かりました。

今の委託料の中に入っているというのは分かりましたけれども、これは数字としては管理できる、要するに経年変動とかの脱炭素社会に対応するような、管理できるような数字としてなっているのでしょうか。

○田村委員長 瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 脱炭素といいますか、今回の燃料費の価格高騰、そういったものに……。

○畑岡洋二委員 質問を変えます、質問の仕方を。要するに、管理費の中に燃料が毎年毎年変わるだろうということを、毎年毎年管理しているのですかということを知りたかったのです。こうやって十把一からげの予算書になってしまうと、少なくとも私たちの立場とどうか、この予算書の中からは読み取れないということなので、これは申し訳ないけれども、私が担当部署に行けばこういうふうに数字はありますよというふうに対応ができるようになっているのですかということを知りたかったのです。

○田村委員長 瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 その部分の数字については正確に整理しておりまして、先ほどの1,400万円が限度というような中で、今年度はこれだけ使った、で、その分は戻してもらおうと、その差額そういったものもしっかりと毎年度記録してありますので、こちらのほうに来ていただければ、そちらの金額の部分に関してはお話しすることができます。

○田村委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 最後にしますけれども、そういうふうに行っているのであれば、予算書の書き方として、需用費として別個に書いてもらったほうが第三者が見たときに分かりやすいのではないかと思うのですけれども、この辺は、その辺いかがなのですか。

今の質問は取り消します。

○田村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

午前11時47分休憩

午前11時49分再開

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、子ども福祉課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出と続けて説明願います。

子ども福祉課長根本由美君。

○根本子ども福祉課長 子ども福祉課根本でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算の子ども福祉課所管分について御説明申し上げます。

初めに、歳入について、事項別明細書により主なものを御説明いたします。

21ページを御覧ください。

13款分担金及び負担金、1項負担金、2目民生費負担金、3節児童福祉費負担金1億2,081万円は、放課後児童クラブや保育施設等に入所している児童の保護者負担金を収入するものでございます。

続きまして、25ページを御覧願ひます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金。ページを26ページにお開き願ひまして、3節児童福祉費負担金17億6,445万6,000円並びに31ページを御覧願ひまして、16款県支出金、1項県負担金、2目民生費負担金、3節児童福祉費負担金5億7,602万9,000円は、児童手当や民間保育施設等への施設型給付費に充てる国と県の負担金を収入するものでございます。

続きまして、26ページにお戻り願ひまして、下のほうになります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金。27ページを御覧願ひまして、2目民生費国庫補助金、3節児童福祉費補助金1億5,405万円並びに32ページを御覧願ひまして、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、5節児童福祉費補助金2億4,423万円は、子ども・子育て支援法に基づき実施する事業や、保育環境整備等に充てるための国と県からの補助金を収入するものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

103ページを御覧ください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。105ページを御覧願ひまして、12節委託料2億8,720万2,000円のうちの主なものでございますが、上から五つ目の児童クラブ運営業務委託料2億1,545万9,000円は、市内の小学校に設置している公設の放課後児童クラブを運営する事業所への委託料でございます。

次に、106ページを御覧願ひまして、右側の説明の枠の上から六つ目の事業で、子どもの居場所拠点運営業務委託料1,521万1,000円は、様々な事情から不適切な養育環境にあつたり、不登校などにより家庭や学校に居場所のない子どもに対して、安心して過ごせる居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や食事の提供などを通して支援を行う事業への委託料でございます。

その二つ下の子育て世帯訪問支援事業委託料231万4,000円は、令和6年度からの新規事業でございまして、家事・育児などに不安や負担を抱える妊産婦、子育て世帯、ヤングケアラーなどのいる家庭に訪問支援員が訪問して、家事や育児の支援により養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的とする事業への委託料でございます。

次に、一番下になります、18節負担金補助及び交付金22億7,751万円のうちの主なものでございますが、一つ目の民間認定こども園入園負担金13億1,540万円と、次のページ、107ページの上から二つ目の保育所入所負担金6億4,289万円は、国の公定価格に基づき各保育施設へ施設型給付費を補助するものでございます。

次に、四つ下の放課後児童健全育成事業補助金1億3,009万円は、民間の児童クラブの事業運営経費に対して補助を行うものでございます。また、その下以降から108ページにかけての各補助金は、子ども・子育て支援事業や、子どもを安心して育てることができる環境の整備に要する経費に対して補助を行うものでございます。

続きまして、108ページの下のほうを御覧願います。

2目母子福祉費。ページをめくっていただいて、109ページでございます、19節扶助費2億5,570万8,000円は、独り親家庭への手当の支給及び独り親家庭の父や母が、就職の際に有利となるよう養成訓練所などで資格取得を受講する期間に、生活費相当分を助成するものでございます。

続きまして、3目保育所費2億208万円は、公立くるす保育所を運営するための職員の人件費、光熱費、給食の賄い材料費、施設の管理委託料などの経費でございます。前年度比較で、令和6年度からともべ保育所が民間移譲となる分が減額となっております。

最後に、112ページを御覧願います。

4目児童手当費10億5,908万9,000円は、児童手当の扶助費が主なものでございます。現在は、ゼロ歳から中学生までの児童の保護者へ支給しておりますが、令和6年10月からは対象が高校生までに拡大されるほか、第3子以降の支給額が1万5,000円から3万円に増額し、所得制限の撤廃などの制度改正がございますので、前年度比較で8,255万円の増額となっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

石井委員。

○石井 栄委員 105ページの児童クラブ運営業務委託料2億1,540万円余りの予算について、お伺いをいたします。まず、児童クラブ運営業務委託先というのは、市内に何か所あって、何人の児童を対象にした予算なのかというのをまず最初にお伺いしますが、大丈夫ですか。教えてください。

○田村委員長 根本由美君。

○根本子ども福祉課長 児童クラブは、公設と民設と2種類ございまして、まず公設が公立の学校に設置しておりまして、11施設でございます。12月1日現在の利用児童数が930人でございます。

次に、民設の児童クラブを運営している施設が8施設ございまして、児童数が394人でございます。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 これは、希望者に対して、その施設の収容能力というのは満たしているのでしょうか。どのくらいの要望があつて、この394人及び930人というのが需要に合ったものなのかどうか、まずお伺いします。

○田村委員長 根本由美君。

○根本子ども福祉課長 11月に一斉入所受付というものを行いまして、希望を保護者のほうから取ります。

施設の定員数に応じて入所選考をするのですが、それでも定員よりも上回ってしまった場合は、施設の面積とか環境に応じて、まだ余裕が、定員よりも弾力的に若干上回ってお受けすることができる施設等には運営団体と調整をしまして、弾力的に定員よりも多めにお受けしてくれるように調整をいたしまして、お預かりいたします。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、今のところそういう調整も考えれば、希望人数を収容できるというふうに思っているわけですか。

○田村委員長 根本由美君。

○根本子ども福祉課長 市内に地区が3地区ございまして、笠間地区・岩間地区は若干空きがある状況でございます。友部地区は、やはり何でしょう、住宅とかも増えていまして、子どものいらっしゃる世帯も増えていきますので、そのほかの地区に比べて需要は高くなっております。もしも公立で受けられない場合は民間の施設がございまして、そちらのほうとこちらで連携を取りまして、お受けいただくように調整をして、保護者のほうに連絡をしている次第でございます。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そういう話を聞いています。友部地区あたりは結構需要が多いというふうに聞いていまして、そうしますと……。

○田村委員長 暫時休憩します。

午後零時02分休憩

午後零時02分再開

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。午後1時から開始します。

午後零時 0 2 分休憩

午後零時 5 7 分再開

○**田村委員長** 3分ほど早いですがけれども始めさせていただきます。休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、高齢福祉課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出と続けて説明願います。

高齢福祉課長金木和子君。

○**金木高齢福祉課長** 高齢福祉課金木でございます。よろしくお願いたします。

議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算のうち、高齢福祉課所管分について御説明申し上げます。

初めに、歳入の主なものについて、事項別明細書により御説明申し上げます。

21ページを御覧願います。

13款分担金及び負担金、1項負担金、2目民生費負担金、2節高齢者福祉費負担金、老人施設入所措置費個人負担金517万円は、養護老人ホーム入所者の個人負担金を収入するものでございます。

次に、25ページを御覧願います。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、低所得者保険料軽減負担金4,678万3,000円は、低所得者に対する介護保険料の軽減制度に係る国庫負担金を収入するものでございます。

次に、32ページを御覧願います。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費補助金、3節高齢者福祉費補助金98万8,000円は、高齢者クラブ事業に対する県補助金を収入するものでございます。

次に、39ページを御覧願います。

19款繰入金、2項基金繰入金、4目高齢者保健福祉基金繰入金1,462万3,000円は、介護健診ネットワークシステム保守点検委託料の費用として、基金からの繰入金を収入するものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

97ページを御覧願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金、介護保険特別会計繰出金12億5,838万3,000円は、介護給付費分及び地域支援事業費分の法定負担割合相当の金額について、介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

○**田村委員長** 暫時休憩いたします。

午後1時 0 0 分休憩

午後1時01分再開

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

金木和子君。

○金木高齢福祉課長 93ページでございます。

上から3行目になります、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金、介護保険特別会計繰出金12億5,838万3,000円は、介護給付費分及び地域支援事業費分の法定負担割合相当の金額について、介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

次に、97ページを御覧願います。

3目高齢者福祉費の総額は、1億954万1,000円でございます。主なものについて御説明申し上げます。7節報償費958万9,000円は、敬老事業において、節目年齢到達者に記念品を贈呈するものでございます。

次に、98ページを御覧願います。

12節委託料のうち、在宅福祉サービス事業委託料540万5,000円は、社会福祉協議会への委託事業でございます。協力会員として登録した市民の方が担い手となって、高齢者などに対し、在宅サービス支援及び通院移送支援等を行うものでございます。

次に、13節使用料及び賃借料1,390万4,000円は、本市が独自に運用する介護健診ネットワークシステム及びサーバーの使用料でございます。高齢者の介護認定情報や見守り支援情報、救急医療情報など関係者間において共有し、効率的に活用する仕組みでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金は、合計で3,144万2,000円でございます。主なものとして、中段のシルバー人材センター補助金1,000万円は、60歳以上の高齢者に対し、社会参加や就業の機会を提供する笠間市シルバー人材センターの事業運営に対する補助金でございます。

次に、高齢者クラブ連合会補助金485万3,000円は、85の単位クラブの事業や三つの支部活動を補助するものでございます。

続きまして、99ページを御覧願います。

外国人介護人材受入支援事業補助金400万円は、令和6年度からの新規事業で、介護人材の不足が深刻化する中、外国人が新たな担い手として期待されておりますが、介護サービス事業所が外国人を受け入れる際の費用は高額で大きな負担となっていることから、受入事業に対し、1施設につき1人当たり20万円、年間40万円を上限に費用の一部を助成し、介護人材の安定的な確保に努めるものでございます。

次に、19節扶助費、老人施設入所措置費4,042万6,000円は、生活環境や経済的理由により、居宅での生活が困難な方を養護老人ホームに入所させるための措置費用で、現在7施設に14の方が入所している状況でございます。

以上で議案第32号の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田村委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

畑岡委員。

○畑岡洋二委員 先ほどの99ページの外国人介護人材受入支援事業補助金の400万円、この時世ですから、こういうことがあってしかるべきだと思いますけれども、この辺というのは、要するに来てくれる外国人を探すのはそれぞれの事業者になるということなのか。まず、その辺をお願いいたします。

○田村委員長 金木和子君。

○金木高齢福祉課長 事業所単位で探していただくことになるのですが、間に国が指定している紹介の機関がございますので、そこを経由して探していただくような形になります。

○田村委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 そうすると、事業者がいい人が見つかったよということが行政、笠間市のほうに申請があって、それに対して1事業所1人当たり20万円ということになるわけで、そうすると積極的に笠間市がお手伝いするというよりも、国のほうの仕組みの中で頑張ってもらおうというのが、今の段階の人材を集めるというのはそういうふうに理解してよろしいのですか。

○田村委員長 金木和子君。

○金木高齢福祉課長 市単独で外国人を見つけてきて連れてくるというのはなかなか難しいことですので、そちらについては国の制度を利用しまして、受入事業所に対する支援ということを行っていきたいと思っております。

○田村委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 了解です。

○田村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 質疑を終わります。

次に、介護保険特別会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出と続けて説明願います。

高齢福祉課長金木和子君。

○金木高齢福祉課長 議案第35号 令和6年度笠間市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページを御覧願います。

令和6年度笠間市介護保険特別会計予算は、歳入、歳出をそれぞれ78億8,100万円とするものでございます。

初めに、歳入の主なものにつきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

9ページを御覧願います。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料17億3,389万6,000円は、特別徴収分 2 万1,377人、普通徴収分2,851人などの保険料収入を見込んでおります。

次に、3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金13億781万1,000円は、介護給付費負担金の国庫負担金を法定負担割合によって収入するものでございます。

続いて、3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金の 3 億255万1,000円は、法定の調整交付金を収入するものでございます。

次に、10ページを御覧願います。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金19億9,458万6,000円は、40歳から64歳の第 2 号被保険者が納付する介護保険料を支払基金から収入するものでございます。

次に、11ページを御覧願います。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金の10億9,308万円は、法定の介護給付費負担金を県から収入するものでございます。

次に、12ページを御覧願います。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金 9 億2,341万9,000円は、介護給付費の市負担分について一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、5 目低所得者保険料軽減繰入金9,356万5,000円は、低所得者に対する保険料軽減分を一般会計から繰り入れるものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。

16ページを御覧願います。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費2,548万6,000円は、審査会委員25名の報酬や主治医意見書の作成手数料などでございます。

続いて、18ページを御覧願います。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費21億2,100万円は、要介護認定者に対する訪問サービスや通所サービス、短期入所サービスなどの居宅サービスの給付費でございます。

次に、3 目地域密着型介護サービス給付費12億円は、認知症グループホーム入所者等に対する給付費でございます。

続いて、19ページを御覧願います。

5 目施設介護サービス給付費31億5,600万円は、特別養護老人ホームや老人保健施設など施設入所者に対する給付費でございます。

次に、9 目居宅介護サービス計画給付費 3 億400万円は、要介護認定者に対してケアプランを作成する費用でございます。

続いて、20ページを御覧願います。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費 1 億400万円は、要支援認定者を対象とした居宅での介護予防サービスに対する給付費でございます。

次に、21ページを御覧願います。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費 1 億7,600万円は、利用者が支払った介護サービス自己負担額が上限を超えたときに、その超えた分を給付するものでございます。

次に、22ページを御覧願います。

6 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費 2 億3,700万円は、施設入所やショートステイ利用時の低所得者の負担軽減のため、食費、居住費の一部を給付するものでございます。

次に、23ページを御覧願います。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費ですが、こちらは介護予防日常生活支援総合事業のサービスに係る予算でございます。

1 目介護予防・生活支援サービス事業費、12節委託料2,674万3,000円のうち、ふれあいサポート事業委託料142万4,000円は、掃除やごみ出しなどの軽微な家事を支援する訪問事業でございます。

次のいきいき通所事業委託料2,283万1,000円は、閉じこもり予防や、生きがい、楽しみを持っていただくための通所事業でございます。

次に、24ページを御覧願います。

18節負担金補助及び交付金 1 億3,560万円は、介護サービスの指定事業者が行う専門的な予防支援サービスに対する事業費でございます。

続きまして、2 目介護予防ケアマネジメント事業費、12節委託料、介護予防ケアマネジメント委託料863万2,000円は、介護予防ケアプランの作成を居宅介護支援事業所に委託するものでございます。

次に、4 款地域支援事業費、2 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費、12節委託料306万3,000円は、要介護認定を受けていない一般の方を対象に介護予防を図るための各種教室を開催するものでございます。

続きまして、25ページを御覧願います。

17節備品購入費 7 万円は、令和 6 年度からの新たな取組として、介護予防に効果があるといわれている e スポーツを地域サロンで普及させるため、ゲーム機を購入し、貸し出すものでございます。

次に、28ページを御覧願います。

4 目任意事業費、19節扶助費、家族介護用品支給費1,970万円は、要介護 3 以上の市民税非課税者を在宅で介護している方に対し、おむつなどの介護用品購入費として月4,000円を限度に支給するものでございます。

以上で議案第35号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○田村委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 質疑を終わります。

次に、介護サービス事業特別会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出と続けて説明願ひます。

地域包括支援センター長久保田真智子君。

○久保田地域包括支援センター長 地域包括支援センターの久保田です。よろしくお願ひいたします。

私からは、議案第36号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

予算書の1ページを御覧願ひます。

令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計予算は、歳入、歳出をそれぞれ2,100万円とするものでございます。

事項別明細書により御説明をいたします。

7ページを御覧願ひます。

初めに、歳入における主なものでございますが、1款サービス収入、1項介護予防サービス費収入、1目介護予防サービス計画費収入2,046万6,000円は、要支援者のケアプラン作成に係る報酬を国保連合会より収入するものでございます。令和6年度は、4,320件を見込んでおります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

8ページを御覧願ひます。

2款サービス事業費、1項介護予防サービス事業費、1目介護予防サービス計画事業費1,149万6,000円は、委託先の居宅介護支援事業所に対しケアプランの作成料を支出するものでございます。令和6年度は、約2,400件の委託を見込んでおります。

以上で議案第36号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○田村委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

午後1時18分休憩

午後1時19分再開

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保険年金課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出と続けて説明願います。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 保険年金課の町田です。よろしく願いいたします。

議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算について、保険年金課所管の主なものを御説明いたします。

初めに、歳入について、事項別明細書により御説明いたします。

予算書25ページをお開き願います。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のうち、1段目の国民健康保険基盤安定事業費負担金（保険者支援分）6,315万4,000円は、低所得者数に応じた公費支援分で、5段目の未就学児に係る均等割軽減負担金155万4,000円は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割保険料を5割軽減するものです。いずれも、国2分の1の負担となります。

次に、31ページを御覧願います。

16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金のうち、1段目の国民健康保険基盤安定事業費負担金（保険税軽減分）1億3,376万5,000円は、低所得者の保険税軽減分として県4分の3の負担金、2段目の保険者支援分3,157万7,000円は、低所得者数に応じた公費支援分として県4分の1の負担金、3段目の後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金1億8,256万3,000円は、後期高齢者の保険料軽減分として県4分の3の負担金、6段目の未就学児に係る均等割軽減負担金77万7,000円は、未就学児に係る均等割保険税を5割軽減に対し、県4分の1の負担金となります。

次に、32ページを御覧願います。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、4節医療福祉費補助金1億9,127万6,000円は、マル補助成事業に対する県2分の1の補助金となります。

次に、42ページを御覧願います。

21款諸収入、4項5目雑入、1節医療福祉費返納金4,520万円は、マル補助成事業による高額医療費分の返納金や、交通事故等による第三者行為の返納金となります。

次に、45ページを御覧願います。

2節雑入のうち、保険年金課所管分は、上段の高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業委託金1,090万4,000円、これについては県広域連合からの事業委託金となります。

その一つ下となります、後期高齢者健康診査委託金2,673万6,000円と、その一つ下、後

期高齢者医療制度特別対策補助金483万2,000円は、後期高齢者の健康診査事業等に対する県広域連合からの事業委託金で、昨年度までは特別会計で計上していましたが、令和6年度から一般会計で計上するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

89ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち、92ページを御覧願います、27節繰出金、1段目の国民健康保険特別会計繰出金5億1,164万8,000円は、繰出基準に基づき、一般会計から国保特別会計への繰り出しで、内訳といたしましては保険基盤安定繰出金の保険税軽減分1億8,146万4,000円から、ページを返していただきまして93ページ、上から2段目となります、市単医療福祉費支給繰出金2,200万円までとなっております。

次に、99ページを御覧願います。

4目医療福祉費5億692万3,000円は、マル福の助成事業を実施するための経費で、19節扶助費4億8,576万円が主なものです。なお、県補助対象事業分と市単独事業分を合算としております。また、令和6年度より重度心身障害者の対象範囲が拡充されます。

次に、5目国民年金費1,659万8,000円は、国民年金に係る法定受託事務の経費となります。

次に、101ページを御覧願います。

8目後期高齢者医療制度費11億6,799万1,000円は、後期高齢者医療に係る一般会計の負担分で、主なものといたしましては、103ページを御覧願います、18節負担金補助及び交付金8億5,837万3,000円のうち、1段目の療養給付費負担金8億2,370万6,000円と、2段目の広域連合共通経費負担金3,450万円のほか、27節繰出金2億4,341万8,000円となります。なお、繰出金につきましては、繰出金基準に基づきまして、一般会計から後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものとなっております。

以上、議案第32号、保険年金課所管分の説明を終わりにいたします。よろしく御願いたします。

○田村委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 25ページのところについて、そこをお開きください。25ページに民生費国庫負担金としてありまして、その内訳に、国民健康保険基盤安定事業費負担金として、保険者支出分として6,315万4,000円が計上されておりまして、これが子どもの均等割の軽減のために計上されているものだというふうに聞いておりますけれども、子どもの均等割6,315万4,000円で、この額で2分の1の軽減がされているのでしょうか。市の負担はあるのでしょうか。

○田村委員長 町田健一君。

○町田保険年金課長 先ほど石井委員から御質問ありました未就学児に対する補助金ですが、その一番上の石井委員がおっしゃっている保険者支援分ではなく、そこから三つ下の未就学児に係る均等割軽減負担金155万4,000円が国の負担分となっております。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、この子どもの均等割、半額にするための費用の総額というのは幾らになっていて、市の負担金は幾らになっているのですか。

○田村委員長 町田健一君。

○町田保険年金課長 未就学児に対します均等割5割軽減なのですが、まず国の制度で軽減になっているものがゼロ歳児から未就学児までになっております。こちらに関しましては、先ほどお話ししました、国のほうが155万4,000円、県のほうが約77万7,000円、残り市のほうが77万7,000円の負担となっております。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 子どもの均等割、18歳までの均等割が半額になっていますけれども、その費用というのは幾ら、どこから支出をしているのでしょうか。

○田村委員長 町田健一君。

○町田保険年金課長 先ほど御説明いたしましたが、ゼロ歳児から未就学児までは国の制度となっております。

小学生以上18歳未満までにつきましては市の単独事業ということで、半額、市が負担しておりまして、令和4年度でお話ししますと、その小学生以上18歳未満につきましては約1,000万円程度、市が負担をしているということでなっております。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、子どもの均等割を全額無償にするためにはおよそ幾らの費用がかかるのか、市の負担としてどのくらいかかるのか、両方お願いします。

○田村委員長 町田健一君。

○町田保険年金課長 先ほども御説明しておりますが、ゼロ歳児から未就学児までと、それから小学生から18歳までを足しまして、令和4年度の実績で言いますと約1,500万円を軽減しておりますので、その倍、約1,500万円さらに必要となってきます。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 結構です。

○田村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 質疑を終わります。

次に、国民健康保険特別会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出と続けて説明願います。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 議案第33号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計予算について、主なものを御説明いたします。

予算書1ページを御覧願います。

第1条において、歳入、歳出予算の総額を、歳入、歳出それぞれ75億5,300万円と定めるものです。前年度と比較しますと2,700万円の増額となりますが、県算定による国民健康保険事業費納付金の増額が主な要因となります。

次に、歳入について、事項別明細書により御説明いたします。

予算書9ページをお開き願います。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税13億7,971万6,000円は、前年比2,042万3,000円の減額で、被保険者数の減少によるものが主な要因となります。

次に、10ページを御覧願います。

4款県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費等交付金52億7,350万6,000円は、前年比2,855万4,000円の減額で、こちらも被保険者の減少によるものが主な要因となります。交付金の内容は、医療費等の保険給付費分として、普通交付金51億3,327万6,000円と、保険者努力支援分や都道府県繰入金、特定健診等負担金など、特別交付金1億4,023万円となります。

11ページを御覧願います。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金5億1,164万8,000円は、基準に基づきまして一般会計より繰り入れるものです。

次に、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金3億2,831万5,000円は、県への国民健康保険事業費納付金を納付するに当たり歳入不足の見込みのため、財政調整基金を取り崩すものです。前年度当初比で、8,220万7,000円の増額となります。

なお、予算書上となりますが、取崩し後の基金残高は約8億円程度になる見込みとなっております。

次に、12ページを御覧願います。

8款諸収入、2項雑入、1目一般被保険者第三者納付金1,100万円は、交通事故等の損害賠償金、3目雑入592万4,000円は、特定保険事業等の個人負担金となっております。

次に、歳出について御説明いたします。

16ページを御覧願います。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費44億9,999万5,000円は、被保険者数は減少しておりますが、1人当たりの医療費が上がっているため、前年とほぼ同額を計上しております。

2項高額療養諸費、1目一般被保険者高額療養費6億7,000円は、医療費が高騰となり、定められた限度額を超えた部分を高額療養費として補助するものです。

次に、17ページを御覧願います。

2 款保険給付費、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金2,000万9,000円は、1 件当たり一時金は50万円で、本年度は年間40人を見込みました。

次に、18ページを御覧願います。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療費給付費分、1 目一般被保険者医療給付分13億3,790万1,000円と、2 項後期高齢者支援金等分、1 目一般被保険者後期高齢者支援金等分5億8,406万円と、3 項1 目介護納付金分2億28万7,000円は、県への国保事業費納付金で、合計額は21億2,224万8,000円となり、前年度比で2,860万1,000円の増額となります。

次に、19ページを御覧願います。

5 款保健事業費、1 項1 目特定健康診査等事業費6,942万8,000円は、国保の被保険者を対象とした特定健診及び特定保健指導等に要する経費で、12節委託金の特定健康診査委託金6,477万4,000円が主なものとなります。

次に、2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費2,110万5,000円は、ページを返していただきまして、20ページとなります、上段の18節負担金補助及び交付金1,840万円が主なものとなります。生活習慣病予防検診費補助金といたしまして、人間ドック720人分と、脳ドック160人分を計上したものです。

次に、2 目生活習慣病予防対策事業867万6,000円は、糖尿病の治療中断者や未治療者に対し、医療機関への受診勧奨アプローチや、人工透析への移行防止など糖尿病性腎症重症化予防事業等の委託金786万9,000円が主なものとなっております。

次に、21ページをお開き願います。

7 款諸支出金、2 項公営企業費、1 目直営診療施設勘定補助金575万円は、市立病院の平日夜間診療分及び医療機器購入費用に対し、国から国保会計に特別調整交付金として交付されるものを市立病院事業会計へ補助金として交付するものです。

以上で議案第33号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○田村委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 質疑を終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出と続けて説明願います。

町田健一君。

○町田保険年金課長 議案第34号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算について、主なものを御説明いたします。

予算書1ページを御覧願います。

第1条において、歳入、歳出予算の総額を、歳入、歳出それぞれ12億1,400万円と定め

るものです。前年度と比較しますと1億3,700万円の増額となっており、これは被保険者数の増加によるものです。

次に、歳入について、事項別明細書により御説明いたします。

予算書7ページをお開き願います。

1款1項1目後期高齢者医療保険料9億6,843万6,000円は、前年比で1億4,360万円の増額となります。主に、被保険者数の増加によるもので、1節特別徴収保険料は年金からの天引き、2節普通徴収保険料は納付書や口座振替により収入するものです。

次に、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金2億4,341万8,000円は、保険料軽減分に対する保険基盤安定繰入金で、前年比で1,903万1,000円の増額となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

9ページをお開き願います。

1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金12億1,216万4,000円は、保険料納付金及び保険基盤安定事業費負担金を広域連合へ納付するもので、被保険者数の増加により前年比1億7,018万9,000円の増額となっております。

以上で議案第34号の説明を終わりにいたします。よろしく願いいたします。

○田村委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 9ページの歳出について、お伺いをいたします。前年比較1億7,018万9,000円の増は、主に人数の変動、つまり増加が要因になっていると言いましたけれども、人数だけですか。この負担金は、個人の負担金の増減は全くないのですか。

○田村委員長 町田健一君。

○町田保険年金課長 保険料は変更しておりませんので、変更はありません。

○田村委員長 よろしいですか。

○石井 栄委員 いいです。

○田村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

午後1時39分休憩

午後1時40分再開

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、健康医療政策課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出と続けて説明願います。

健康医療政策課長山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 健康医療政策課です。よろしくお願いたします。

議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算のうち、健康医療政策課所管分の主なものについて御説明申し上げます。

歳入、歳出予算、事項別明細書により説明いたします。

初めに、歳入でございます。

26ページを御覧願います。

15款国庫支出金、1項国庫負担金で、ページ中段になります、2目衛生費国庫負担金、本年度予算額112万3,000円は、1節保健衛生費負担金で、養育医療事業に係る2分の1の負担金になります。また、事業費の4分の1は、県負担金となっております。

続きまして、28ページを御覧願います。

2項国庫補助金で、ページの中頃になります、3目衛生費国庫補助金の1節保健衛生費補助金4,958万9,000円のうち、健康医療政策課所管分は、右列の感染症予防費等国庫補助金39万5,000円で、がん検診推進事業に係る2分の1の補助金でございます。

一つ下に飛ばしまして、母子保健衛生費国庫補助金（妊娠出産包括支援）140万4,000円は、新生児訪問などを実施する産前産後サポート事業や、産後ケア事業に係る2分の1の補助金でございます。

続きまして、下から3行目の母子保健対策強化事業補助金35万2,000円は、乳幼児健診室の備品、フロアマット購入に係る2分の1の補助金でございます。

次の医療施設運営費等補助金（口腔保健推進事業）121万円は、就学前施設及び小学校で実施するフッ化物洗口に係る2分の1の補助金でございます。

一番下の行、出産・子育て応援交付金2,538万9,000円は、妊婦や子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施に係る国庫補助分でございます。

続いて、33ページになります。

16款県支出金、2項県補助金で、ページの下段になります、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金のうち、健康医療政策課所管分の主なものは、献血推進事業費補助金34万5,000円で、献血の普及啓発に係る補助金でございます。

ページをおめくりいただきまして、34ページの2行目になります。

地域少子化対策重点推進交付金（母子）25万2,000円は、マタニティ教室、離乳食教室などの実施に係る補助金でございます。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

115ページを御覧願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額3億7,975万9,000円

でございます。主なものにつきましては、116ページを御覧ください。上から5行目になります、10節需用費216万2,000円のうち、医薬材料費の39万6,000円は、安定ヨウ素剤の更新や歯科保健の医薬品の購入費用でございます。

続きまして、12節委託料187万円のうち、休日診療委託料160万円につきましては、祝日及び年末年始の初期救急診療を、笠間市医師会を介して市内の医療機関に委託する経費でございます。

続きまして、14節工事請負費689万2,000円は、地域医療センター駐車場整備工事で約20台分を確保するため、新たに用地を借用して整備するものでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金5,770万9,000円のうち、休日・夜間診療運営負担金1,908万円は、平日夜間と日曜の初期救急診療を実施する市立病院への負担分でございます。

続きまして、117ページになります。

ページの上から6行目です。救急医療二次病院運営事業負担金708万4,000円は、茨城県二次救急医療圏水戸地域における救急医療体制の確保を図るための負担金でございます。

次の地域医療センターかさま行政棟分の施設管理負担金1,515万5,000円は、こちらは組織の改編に伴いまして廃除科目としました保健センター管理費から変更したもので、建物総合管理費や電気料などを市立病院に負担割合に応じて支出するものでございます。

118ページを御覧ください。

同じく、負担金補助及び交付金の上から3行目になります。がん患者サポート補助金120万円は、がん治療による外見の悩みを抱えている方に対する医療用ウィッグや福祉用具の購入費用などに対して、3万円を限度に補助するものでございます。

次の生殖補助医療費等補助金705万円は、不妊治療に対して保険の適用の有無にかかわらず費用の一部を助成するものでございます。

次の若年がん患者在宅療養支援補助金188万2,000円は、介護保険の対象とならない40歳未満のがん患者の方に対して、介護サービスなどにかかる費用の一部を助成するものでございます。

次の若年がん患者等妊孕性温存療法等補助金50万円は、思春期・若年成人のがん患者等に対しまして、現疾患の治療前に妊娠するために必要な能力を温存するための妊孕性温存療法と、治療後の妊娠を補助するための生殖補助医療の費用の一部を補助するもので、経済的負担の軽減と将来の治療を応援するものでございます。

一つ飛ばしまして、オンライン診療環境整備費補助金400万円につきましては、医療分野でのデジタル化を推進し、通院負担の軽減、市民の利便性の向上などを目的に市内医療機関がオンライン診療を実施するための初期経費を補助するものでございます。

続きまして、2目予防費の本年度予算額2億5,937万2,000円でございます。主なものは次ページ、119ページの上から4行目、12節委託料2億4,971万1,000円で、上から5行目、

予防接種委託料 1億6,252万円になります。これは、子宮頸がんなどの定期予防接種や、おたふくかぜなどの任意予防接種の実施を医療機関に委託するものでございます。

一つ飛ばしまして、7行目のがん検診等委託料7,419万8,000円は、集団検診と個別の医療機関で実施するがん検診を業務委託するもので、また一つ飛ばしまして、抗体検査委託料299万円は、風疹ワクチンの接種機会がなかった男性を対象として医療機関に検査の実施を委託するものでございます。

少し下の、フッ化物洗口事業委託料31万9,000円は、幼児期・学童期における虫歯予防対策の充実を図るために実施するもののうち、就学前施設に委託する経費でございます。

120ページを御覧ください。

ページの中段、3目母子衛生費、本年度予算額9,417万1,000円でございます。

ページ下から2行目、12節委託料4,310万1,000円のうち、健康診断検査委託料4,190万3,000円は、医療機関で行う妊産婦・乳児健診などを委託する経費でございます。

次の産後ケア委託料118万円は、産後の母子の心身のケアや育児サポートなどを病院に委託するもので、令和6年度から新たに県立中央病院で出産された方を対象にアウトリーチ訪問型によるサポートを実施してまいります。

ページをおめくりいただきまして、121ページになります。

上から2行目、17節備品購入費70万6,000円は、歳入でも御説明いたしました、乳幼児健診室のフロアマットを購入するものでございます。

次の18節負担金補助及び交付金3,872万3,000円のうち、プレコンセプションケア負担金16万円は、妊娠前の健康管理費用の一部を助成するための市立病院への負担金でございます。

二つ飛ばしまして、出産・子育て応援補助金3,720万円は、妊婦や子育て家庭への伴走型相談支援と一体的実施に係る経済的支援として、妊娠届出時に5万円、出生後の面談時に5万円の応援給付金を支給するものでございます。

次のプレコンセプションケア費用補助金は、先ほど説明いたしました、妊娠前の健康管理を市立病院以外の県内の産婦人科で実施した際に、検査費用の8割、1万6,000円を上限に補助するものでございます。

続きまして、4目地域保健対策推進費、本年度予算額158万5,000円でございます。主なものは下から5行目、12節委託料77万円で、健康づくり事業委託料として、笠間市ヘルスリーダーの会に食育教室や生活習慣病予防に関する業務を委託するものでございます。

以上で健康医療政策課所管分の主なものについて説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 118ページ、2目の予防費2億5,900万円余りが計上されていることについて、御質問をいたします。この中にはたくさん優れた予防費が含まれているのですけれども、一つ抜けているのではないかと思うのが、コロナの対策費なのです。一般に、専門家も急激な感染が広がった際に心配があるというコメントを、最近たくさん聞きます。ここに計上されていない理由なののですけれども、お聞かせいただきたいと思います。

○田村委員長 感染症対策室長佐伯優子君。

○佐伯感染症対策室長 こちらの委託料なののですけれども、まずコロナに関しましては、この中で該当するとすれば予防接種委託料になるのかと思うのですけれども、予防接種に関しましては今回の当初予算のほうには計上しておりません。

今後、拡大が懸念されるというような情報も確かにあるのですけれども、今後、予防接種に関しましては、国のほうの動向も踏まえまして、委託料等々の準備、笠間市のほうで助成などをするかどうかを含めまして意思決定をするための準備は進めていきたいと思っております。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 今のお話では、現在はその必要性はないので計上していないけれども、今後必要に応じて検討するということなのですが、どこで検討するのですか。どういう、審議会とか何とかもあるのですか。

○田村委員長 佐伯優子君。

○佐伯感染症対策室長 コロナの対策が必要ではないということは、言い切ってはおりません。

今後、対策の一番は、今、ワクチンのほうが安定的に供給されておりますし、研究が進んでおります。そのあたりの体制構築というのを、まず市のほうの意思決定として、上席等々と相談をしながら進めていこうと思っております。

○田村委員長 よろしいですか。

○石井 栄委員 分かりました。

○田村委員長 田村幸子委員。

○田村幸子委員 今、質問いただきました中で、119ページの予防接種の委託料の1億6,252万円の中に、子宮頸がんワクチン予防のワクチンが説明が入っていたと思いますけれども、これは次のページの120ページのところにHPVワクチン任意接種補助金として16万3,000円が計上されておりますが、ここのところの説明をしていただけたらありがたいと思います。

○田村委員長 山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 先ほどのHPVワクチン任意接種補助金のほうで御説明いたしますけれども、こちらは里帰り等で県外で接種をした方に対して償還払いという形で補助するような形になりますので、定期接種の分と償還払いという振り分けになっております。

○田村委員長 田村幸子委員。

○田村幸子委員 前回の補正予算のときに160万円のマイナスを計上されていた記憶があるのですが、こここのところこの16万2,000円というのの意味がよく分からなくて、キャッチアップ接種の部分ですか。

○田村委員長 山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 先ほどの予防接種委託料の部分は県内で接種をした方に関してはそちらの委託料という支払いで、県外の方に関しては先ほどの補助金という支払いになっているので、そういった振り分けになっております。

○田村幸子委員 分かりました。ありがとうございます。

もう一つ、予防接種の中の子宮頸がんワクチンに関しては、何人分ぐらいの予定をされているのですか。

○田村委員長 山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 子宮頸がんワクチン……。

○田村委員長 暫時休憩いたします。

午後1時57分休憩

午後1時57分再開

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 先ほどのHPVワクチンの人数でございますけれども、今年度予算額では、HPVワクチンは2価、4価と9価ワクチンということでおおむね2種類あるかと思っておりますけれども、2価、4価のワクチンが63名分、9価ワクチンが1,307人分になっています。

○田村委員長 田村幸子委員。

○田村幸子委員 分かりました。ありがとうございました。

○田村委員長 ほかにありませんか。

石松委員。

○石松俊雄委員 28ページの歳入予算の一番下から2行目、医療施設運営費等補助金（口腔保健推進事業）、これフッ化物洗口とちょっと聞いたのですがけれども、具体的にこの補助金の中身を教えてください。

○田村委員長 山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 医療施設運営費等補助金でございますが、石松委員おっしゃるとおり、フッ化物洗口事業に係る補助金でございますが、今年度は就学前施設の16施設と、小学校が小学5年生・6年生に対して実施する事業費のうち、2分の1の補助金を収入するものでございます。

○田村委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 未就学児のものは、先ほど119ページの歳出のところに出てくる、31万9,000円ですか。

○山本健康医療政策課長 はい。

○石松俊雄委員 残りの89万1,000円が、小学校5年生・6年生の半分に充当されるという理解でいいのでしょうか。

○田村委員長 暫時休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後2時00分再開

○田村委員長 休憩を解いて会議を開きます。

山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 先ほどの小学校分は、残りの金額ということで大丈夫です。

○田村委員長 ほかにありませんか。

内桶委員。

○内桶克之委員 117ページなのですが、救急医療二次病院運営事業負担金が708万4,000円という形で上がっているのですが、これそもそも笠間市は病院を抱えていて、病院のほうで払わないで一般会計でこちらで払っているということで、これはどういう仕組みの中での健康医療政策課のほうで払って、どういう役割をしているのか、お願いしたいと思います。

○田村委員長 山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 救急医療二次病院の運営負担金でございますが、こちらは笠間市を含みまして近隣の11市町村で運営している病院への補助的な役割を持つ負担金でございます。現在、指定医療機関ということで、公的病院、水戸日赤、水戸済生会、水府病院、水戸協同病院、常陸大宮済生会病院、また私的病院といたしまして、水戸中央病院、水戸病院、日製ひたちなか総合病院等に関しまして、そちらの運営に対する補助を行っていることとなります。

○田村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 これはもう医療圏の問題なのでしょうけれども、幹事としては水戸市が仕切りをやって、その医療圏の運営をしていくということによろしいのですか。

○田村委員長 山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 幹事市町村につきましては持ち回りとなってございまして、11市町村の持ち回りで毎年順番に実施しております。

○田村委員長 ほかにありませんか。

畑岡委員。

○畑岡洋二委員 118ページのオンライン診療環境整備費補助金400万円の件なのですけれども、実際どんな形の環境整備を想定されているのでしょうか、お願いします。

○田村委員長 山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 オンライン診療環境整備費補助金でございますが、市内の医療機関がオンライン診療をこれから実施するために必要な設備を整備する費用として、1医療機関に対して50万円を見込み、8医療機関分を予算化しております。

対象経費につきましては、初期整備といたしましてシステムのアカウントの発行費用であるとかシステムの設定費用、また情報通信の機器の購入ということでパソコン、タブレット、ウェブカメラなどの費用を補助するものでございます。

○田村委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 オンラインというのは、間違いなく双方向性を想定しなくてはならないとなった場合に、医療機関だけがデジタル化が進んでも、患者側のほうが全く進まないと宝の持ち腐れになるのは明白だと思うのですけれども、この辺の連携はどういうふうに考えているのでしょうか。

○田村委員長 山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 今回は、市内医療機関のほうのハード整備のほうに重点を置いて補助を行っていきたいと思ひまして、またソフト面というか、市民の方が利用しやすい環境をまず整備した後に、広報等を行っていきたいと思ひます。

○田村委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 現時点ではそういうことで理解いたしました。

以上です。

○田村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 質疑を終わります。

以上で保健福祉部関係各課の審査を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。ここで14時15分まで休憩させていただきます。

午後2時04分休憩

午後2時15分再開

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、産業経済部農政課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

農政課長菊地恵一君。

○菊地農政課長 農政課の菊地です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算、農政課所管分の予算につつま

して御説明いたします。

主な事業や重要事務事業などを中心に御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

農政課所管分の歳入合計は、1億7,931万6,000円でございます。

31ページをお開きください。

16款県支出金、1項県負担金、4目農林水産業費県負担金、1節農業費県負担金、多面的機能支払交付金事業負担金7,428万3,000円は、市内の活動組織43団体の活動費用に対する国・県からの交付金でございます。

34ページをお開きください。

2項県補助金、4目農林水産業費県補助金6,981万3,000円のうち、農政課所管分は6,378万円でございます。

上から2段目、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金914万3,000円は、笠間市農業再生協議会運営のための国の補助金でございます。

次の環境保全型農業直接支援対策事業補助金192万1,000円は、地球温暖化防止や生物多様性保全等、環境保全効果の高い農業に取り組む農業者に対する国・県からの補助金でございます。

次の鳥獣被害防止総合支援事業補助金479万円は、農作物等への被害軽減を図るため、笠間市鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動の経費や電気柵設置費に対する国からの補助金でございます。

一つ飛びまして、農業次世代人材投資資金補助金600万2,000円は、新規就農者の確保を目的に、就農後の経営安定化に向けた国からの補助金でございます。

次の儲かる産地支援事業費補助金409万8,000円は、生産性の向上のため、ICTや高性能機械の導入に対する県からの補助金でございます。

次の新規就農者育成総合対策支援事業補助金600万2,000円は、新規就農者の経営直後の経営確立支援に対する国からの補助金でございます。

次の県単土地改良事業補助金3,013万2,000円は、土地改良施設の老朽化に伴うパイプライン補修や給排機関の更新、排水路のり面保護など修繕工事や、笠間の栗水田畑地化モデル事業に係る国からの補助金でございます。

40ページをお開きください。

19款繰入金、2項基金繰入金、12目森林環境整備基金繰入金、1節森林環境整備基金繰入金2,435万2,000円は、笠間つつじ公園周辺の森林整備や愛宕山付近において森林整備を行った後の下草刈りなどの維持管理費用や、上郷・福原地区において森林所有者への意向調査後における現地調査費用などに充てるため、森林環境譲与税を原資とした積立金から一般財源へ繰り入れるものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

136ページをお開きください。

農政課所管分の歳出合計は、6億1,334万3,000円でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費2億346万8,000円は、全て農政課所管分でございます。1節報酬、上から2番目、鳥獣被害対策実施隊報酬476万円は、市内の鳥獣被害対策として組織しております笠間市鳥獣被害対策実施隊の隊員24名の活動に対する報酬となります。

138ページをお開きください。

12節委託料、上から2番目、加工品開発委託料30万円は、笠間市産米の消費拡大を図るため、米粉を使用した新たな商品開発に取り組むための委託料でございます。

次のクラインガルテン指定管理料1,000万円は、令和4年度から指定管理者になっている株式会社マイファームへの指定管理料でございます。

次の笠間の粟海外販路拡大事業委託料220万円は、台湾の学校給食や台湾の事業者へ粟加工品ペーストの提供に向けたための検査及び発送業務を行うための委託料でございます。

一つ飛びまして、米ブランド化推進委託料374万円は、笠間市産米の高付加価値化やブランド化に向けて意欲的に取り組む生産者に対し専門家による講習会や圃場での実践的な勉強会などを開き、高品質化や食味値を向上させる取組を実施することや、さらに全国規模の米食味コンテストへ参加することで生産意欲の向上を促しながら、ブランディングなどにより高付加価値での販売力強化を行うための委託料でございます。

14節工事請負費、施設整備工事費3,700万円は、事業開始から22年が経過している笠間クラインガルテンについて老朽化状況調査の結果により、ラウベ等の外壁やウッドデッキ、屋根などが腐食しており修繕が必要となっていることから、施設改修を行うための工事費でございます。

18節負担金補助及び交付金になります。139ページをお開きください、一番下の担い手対策強化促進事業補助金1,017万6,000円は、認定農業者や認定新規就農者に対して、農業経営の規模拡大や作業の効率化を図るため、農業機械や施設などの導入費用を補助するものでございます。

140ページに移りまして、上から2番目、主要農産物総合支援事業補助金614万7,000円は、生産性向上のため、ICT乾燥機、トラクターのハンドルに取り付ける自動操舵システム、農業用ドローンなどの高性能機械の導入費用に補助するものでございます。歳入で御説明しました、県補助金の儲かる産地支援事業補助金を充当しております。

次の鳥獣被害防止総合支援事業補助金495万1,000円は、農作物等への被害軽減を図るため、笠間市鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動への経費や電気柵などの被害防止施設を整備するための補助金でございます。

四つほど飛びまして、下から5番目、農業次世代人材投資資金補助金600万円は、新規

就農者の育成支援としまして、就農後の経営の安定化に向けた支援をするための補助金でございます。

次の栗生産規模拡大支援事業補助金1,000万円及び、その下の栗苗木支援事業補助金88万円は、栗の新植・改植に伴う農地の整備費や伐採・抜根費などや農地の集積、栗苗木優良品種15品種の購入に対し、国の経営面積を1ヘクタール以上に拡大する計画がある、または既に1ヘクタール以上の経営規模面積がある生産者を支援するための補助金でございます。

次の栗栽培農地貸付補助金105万円は、栗を栽培する生産者に農地を貸し出す農家に対し支援するための補助金でございます。

一番下の栗栽培機材導入補助金400万円は、専ら国の栽培や販売等をなりわいとして行う経営面積が50アール以上ある農業者が必要となる機械について、1機材当たり40万円を超える機械購入に対し支援するための補助金でございます。

141ページに移りまして、一番上の新規就農者育成総合対策事業補助金600万円は、新規就農者の育成支援としまして、経営開始直後の経営確立を支援するための補助金でございます。

一つ飛びまして、儲かる笠間の栗産地づくり協議会補助金1,110万円は、笠間の栗のポスター等の作成やはっぴや手拭いに次ぐ栗染めの商品開発、駅等への装飾、都内イベント参加による笠間の栗のPRや農産物の販売促進、アイデアレシピコンテストやむき手マイスター養成講座等の実施など、笠間の栗のブランディングに対する補助金でございます。

次のかさま新栗まつり運営補助金1,000万円は、かさま新栗まつり開催に伴うテント、テーブル、椅子、音響設備などの会場設営、あるいは撤去費や円滑な運営を行うための警備費等の運営費に対する補助金でございます。

一番下の有機農業推進協議会補助金100万円は、本市において持続可能な農業を振興するためには環境への負荷を低減した取組が重要であることから、笠間市環境農業推進協議会により、本年度は水稻栽培の技術講習会の実施や計画策定、オーガニックビレッジ宣言を行い、環境にやさしい農業を進めるための補助金でございます。

続きまして、4目水田農業費5,879万6,000円は、全て農政課所管分でございます。

18節負担金補助及び交付金、一番下の水田農業奨励事業補助金3,341万3,000円は、主食用米に代わる転作作物として、麦、大豆、飼料作物など集団で転作に取り組む13組織に対して作物面積に応じて支援するための補助金でございます。

142ページに移りまして、一番上の経営所得安定対策直接支払推進事業補助金914万3,000円は、水田農業を推進するに当たり、笠間市農業再生協議会が現場での推進活動や要件確認などを行う際に必要となる経費に支援し、事業を円滑に進めるための補助金でございます。

続きまして、5目畜産業費539万9,000円は、全て農政課所管分でございます。畜産業を

推進するための消耗品、牛や豚に関わる家畜伝染病の検査手数料などでございます。

続きまして、6目農地費2億8,153万1,000円は、全て農政課所管分でございます。

12節委託料、一番下の測量設計等委託料1,728万1,000円は、笠間の栗水田畑地化モデル事業の実施に向け、設計業務及び境界復元を行うための委託料でございます。

18節負担金補助及び交付金、1ページ飛ばして144ページに移りまして、上から5番目、経営体育成基盤整備事業負担金6,000万円は、県の事業として行われる大湊地区、石井・来栖・稲田地区における水田や畑の区画整理事業、友部中央地区における農業用排水施設や農道の再整備に係る事業費の県負担金でございます。

下から3番目、農地集積促進型負担金1,800万円は、県の事業として行われる押辺・安居地区の測量や、用水施設の再整備に係る事業費の県負担金でございます。

次のページの145ページに移りまして、上から2番目、県単土地改良事業補助金2,543万8,000円は、笠間地区土地改良区が実施する箱田東部・福原・上稲田・本戸地区において、施設の老朽化に伴い、歳出のところでも御説明しましたが、パイプライン補修や給排機関の更新、排水路のり面保護などの工事費に対する県及び市の補助金でございます。

一番下の多面的機能支払交付金9,904万6,000円は、農地や農業用施設、景観などを適切に管理し、農業の多面的な機能を発揮させるため、43活動組織が行う農業用施設や農村環境の保全活動、啓発普及のための地域活動を支援するための交付金でございます。

続きまして、2項林業費、1目林業振興費5,038万7,000円は、全て農政課所管分でございます。

12節委託料、上から2番目、病虫害防除業務委託料725万6,000円は、ナラ枯れ病の被害が深刻化している吾国愛宕ハイキングコース、福原地内から上郷・泉地内にかけて被害を受けている52本の被害木処理を行い、被害拡大を防ぐための費用でございます。

次の森林間伐等委託料481万8,000円は、笠間つつじ公園からの景観を維持するため、公園周辺の森林約1ヘクタールにおいて間伐などの森林整備を実施するための費用でございます。

次の経営管理権集積計画作成業務委託料363万円は、豊かな資源として利用可能な人工林が多いなどの条件が整った福原地内57ヘクタール及び上郷地内30ヘクタールにおいて、森林所有者の経営管理意向調査を実施した森林を対象に、今後の経営管理の方向性を決めるため現地調査を実施するための費用でございます。

24節積立金、森林環境整備基金積立金3,169万7,000円は、森林整備に関わる費用や林業系を担う人材の育成、森林所有者への意向調査や現地調査などに係る費用について財源に充てるため、国からの森林環境譲与税を基金として積み立てるものでございます。

146ページに移りまして、2目林道費640万9,000円は、全て農政課所管分となります。

14節工事請負費、林道補修工事費595万円は、市内にある林道17路線のうち、2路線分の補修工事費用でございます。

農政課所管の説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

午後2時37分休憩

午後2時38分再開

○田村委員長 休憩を解きまして会議を再開いたします。

ここで健康医療政策課から発言の訂正がありますので、お願いいたします。

健康医療政策課長山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 健康医療政策課山本です。

先ほど田村幸子委員のほうからHPVワクチン任意接種補助金の対象者について御質問を受けまして、私のほうで里帰り償還払いということで御説明をさせていただきましたが、正しくは、里帰りの方に関しましては別の補助金、県外定期予防接種補助金のほうでHPVワクチンの償還払いをさせていただいております。

正しくは、このHPVの任意接種補助金につきましては、国のキャッチアップの対象年齢の方で、令和5年4月1日以降、国のキャッチアップ制度ができる前に既に自費で接種をした方に対して救済制度として笠間市独自で補助金を支出するものでございます。

おわびして訂正をさせていただきます。ありがとうございました。

○田村委員長 入替えのため暫時休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後2時39分再開

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、商工課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

商工課長小松崎 守君。

○小松崎商工課長 商工課の小松崎でございます。よろしく申し上げます。

議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算のうち、商工課所管の予算の主なものにつきまして御説明させていただきます。

それでは、歳入について説明させていただきます。

恐れ入りますが、タブレット24ページをお開き願います。

上段、14款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料、6節事務手数料、上から3段目、火薬類取締法関係許可申請手数料として9万6,000円を計上してございます。

次に、29ページをお願いいたします。

上から2段目、15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目商工費国庫補助金、1節商工費補助金は、社会資本整備総合交付金（地域住宅・住宅・店舗リフォーム助成）としまして675万円を計上してございます。

次に、36ページをお開き願います。

下段、17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金、4番目の市街地活性化基金利子として3,000円を計上してございます。

次に、40ページをお開き願います。

上から4段目、19款繰入金、2項基金繰入金、14目市街地活性化基金繰入金、1節市街地活性化基金繰入金は、市街地活性化基金繰入金として733万6,000円を計上してございます。

次に、42ページをお願いいたします。

上段、21款諸収入、3項貸付金元利収入、3目自治金融預託金元利収入、1節自治金融預託金元利収入は、自治金融預託金元金収入として、歳出予算と同額の2,700万円を計上してございます。

次の段、4目中小企業事業継続応援貸付金元利収入、1節中小企業継続応援貸付金元利収入は、中小企業事業継続応援貸付金の元利収入としまして21万2,000円を計上してございます。

次に、45ページをお開き願います。

4項雑入、5目雑入、2節雑入、下から4段目、笠間焼貸工房使用料として240万円を計上しております。

以上で歳入予算の説明を終わります。

次に、歳出予算の説明をさせていただきます。

146ページをお開き願います。

下段、6款商工費、1項商工費、1目商工総務費につきましては、主に職員の人件費となります。

次の147ページをお開き願います。

18節負担金補助及び交付金10万円につきましては、笠間たばこ販売協同組合に対する補助金として計上しております。

中段、2目商工振興費でございますが、主に中小企業金融支援事業、雇用対策事業、創業支援事業、地場産業である笠間焼及び稲田御影石の支援事業関連の経費でございます。

7節報償費23万円につきましては、笠間焼及び石の百年館における事業等への報償費として計上してございます。

10節需用費145万7,000円のうち、4段目の光熱水費96万円は、石の百年館の維持費を計上してございます。

12節委託料1,138万円の主なものとして、3段目、施設管理委託料308万4,000円は、石の百年館の管理費を計上してございます。

次の148ページをお開き願います。

1段目、中小企業金融制度事務委託料110万円は、自治金融の事務委託料として計上してございます。

次の段、笠間焼国際交流事業委託料114万5,000円は、台湾との交流促進のための経費として計上してございます。

4段目、地元雇用対策事業委託料214万7,000円は、地元企業への雇用創出を目的としまして、就職マッチングフェアを開催するための経費として計上してございます。

次の段、笠間焼工房支援委託料195万4,000円は、笠間焼修行工房n i d oの維持管理費のための経費として計上しております。

13節材料及び賃借料216万円につきましては、笠間焼修行工房n i d oの施設借上料として計上しております。

14節工事請負費317万4,000円につきましては、稲田石モニュメント設置工事費として60万円、石材施工技能士育成を図るための間知石積工事費257万4,000円を計上してございます。

18節負担金補助及び交付金9,447万5,000円のうち、負担金の主なものとしまして、1段目の茨城県伝統的工芸品産地交流促進協議会負担金として30万円、一番下、ジェトロ茨城貿易情報センターの負担金としまして10万円を計上してございます。

次の149ページをお開き願います。

2段目、施設整備負担金330万4,000円は、笠間地区建設高等職業訓練校に対する空調整備負担金として計上してございます。

3段目から5段目は連携中枢都市圏構想負担金としまして、事業者の経営力強化事業に164万1,000円、次の段の合同就職説明会及び相談会開催事業に49万円、次の段の企業紹介WEBサイト事業に20万1,000円を計上してございます。

続きまして、補助金でございます。

6段目、笠間焼協同組合（振興対策事業分）として100万円のほか、15件でございます。主なものとしたしましては、下から3段目、自治金融・振興金融保証料補給補助金として2,400万円、下から2段目、商工会補助金として2,000万円。次の150ページをお開きください、1段目、ふるさとまつり i n かさま補助金として700万円、次の段の陶炎祭交通渋滞対策補助金として500万円、次の段、笠間焼産地後継者育成補助金として346万5,000円、6段目、友部駅前創業支援事業補助金として200万円、8段目の笠間焼販路開拓支援事業補助金として380万円、拡充事業としまして4段目の建設業振興補助金は、商工会が行う

住宅・店舗リフォームを促進するための補助金で1,500万円に増額して計上してございます。5段目、創業支援補助金は、通常の創業に係る補助金と、新たに広告宣伝に要する経費に対して補助する制度を拡充いたしまして210万円を計上しております。

20節貸付金2,700万円は、自治金融の預託金として、中小企業振興のための金融支援制度を維持していくために必要な経費として計上してございます。

以上で商工課所管の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 150ページの建設業振興補助金に1,500万円が計上されているということですが、これ住宅リフォーム、それから商店のリフォームに関連する事業だと思うのですが、前年度幾らで、今年はどういう内訳なのか、まずお伺いをいたします。

○田村委員長 小松崎 守君。

○小松崎商工課長 令和5年度の住宅・店舗リフォーム促進事業のほうの実績ですが、確定してまして、総数が158件の補助を実施しています。予算額としては1,800万円の、当初1,000万円を計上していたのですが、コロナの交付金のほうを800万円補正予算で充当しまして、合計で1,800万円の予算で実施してございます。

来年度につきましては1,500万円ということで、令和5年度は特例として住宅上限15万円をやっていたのを、通常10万円に戻しまして実施したいと考えています。店舗のほうは従来20万円を予定したのを、15万円ということで戻した形で実施を予定してございます。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 それぞれ何件ほどを予定しているのでしょうか。それで、期限はいつまでの申請と考えているのでしょうか。その辺お願いします。

○田村委員長 小松崎 守君。

○小松崎商工課長 令和5年度から、受付体制を前期5月と後期9月に分けまして実施しています。件数のほうは1,500万円ということで、住宅と店舗の割合によって変わってしまうとは思いますが、140件ぐらいを想定してございます。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 分かりました。

○田村委員長 ほかにありませんか。

長谷川委員。

○長谷川愛子委員 150ページの創業支援補助金と、女性創業支援事業補助金の大きな内容としての違いを教えてください。女性と男性の違いは分かりますか。

○田村委員長 小松崎 守君。

○小松崎商工課長 創業支援と女性創業支援の違いということですがけれども、通常の創業

支援ですと年間200日以上開設し、かつ1日当たり3時間以上営業を行う事業者を対象としているのですが、女性については若干日数を緩やかにしまして、年間150日以上開業をし、かつ3時間以上営業を行うものとしています。

それから、営業の分類なのですが、創業支援ですと小売業、飲食サービス業、生活関連サービス事業等の業種のみとしています。女性のほうは日本標準産業分類に掲げる業種であることを対象としています。

○田村委員長 長谷川委員。

○長谷川愛子委員 ありがとうございます。

○田村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 2点ほどありまして、148ページの笠間焼国際交流事業委託料114万5,000円なのですが、今年、台湾交流事務所5周年のときにもその笠間焼の販売をインクーでやったということですが、これを引き続き来年もやるというような予算を組んであるのか、違うのであれば、また説明をお願いしたいと思います。

○田村委員長 小松崎 守君。

○小松崎商工課長 笠間焼国際交流事業の委託料ということですが、こちらは昨年、インクーの産地開放日と、5周年記念で台湾のほうで展示販売を行った関係から、今年は笠間の陶炎祭に台湾ブースを設置していただくということで、そのための関連経費を計上してございます。

○田村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 今年インクーではなくて、こちらに来てもらって、販売のほうの委託ということで予算を組んでいるということですね。

○田村委員長 小松崎 守君。

○小松崎商工課長 インクーのほうでも産地開放日に、来年度も展示販売のほうを行うことで今、現在進めております。

○田村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 その予算の一部、助成というか、そういうものはここに入っているということなのですか。

○田村委員長 小松崎 守君。

○小松崎商工課長 陶炎祭に招き入れる部分は入ってございますが、インクーでの来年度の出店は組合が負担することで進めてございます。

○田村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 149ページに施設整備負担金というのがありまして330万4,000円、これ笠間地区の建設高等職業訓練校の何か整備をするということになっているのですが、これ負担金を割合として、何を整備して、どのくらいの割合で市が負担しているのか、お願いしたいと思います。

○田村委員長 暫時休憩いたします。

午後2時56分休憩

午後2時56分再開

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

小松崎 守君。

○小松崎商工課長 こちらの施設整備負担金のほうは、職業訓練校のほうの空調負担金として、2階の教室にエアコンを入れるということで負担金として計上しております。割合については、訓練校の負担として、設計だったり施工管理費の部分を訓練校のほうで負担していただいて、空調工事と電気工事の部分を市が負担することで計上してございます。

○田村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 それに関連して、通常、笠間地区の建設高等職業訓練校に補助金を出しているということで、この補助金については、その運営に当たる部分ということによろしいのですか。

○田村委員長 小松崎 守君。

○小松崎商工課長 通常の補助金については運営補助ということで、茨城県が出した部分の2分の1を市が負担することで実施してございます。

○田村委員長 ほかにありませんか。

田村幸子委員。

○田村幸子委員 148ページのところの地元雇用対策事業委託料ということで214万7,000円とありますが、就職のマッチングフェアを行うと先ほど御説明がありましたが、どのような内容になっていますか。

○田村委員長 小松崎 守君。

○小松崎商工課長 就職マッチングフェアということで、参考までに今年実施した部分を申し上げますと、2月21日に笠間公民館のほうで実施してございまして、企業は19社の参加をいただいております。第1部と第2部に分かれまして、高校生を対象にした方と一般向けの就職フェアということで、企業にそれぞれブースを設けて説明していただいております。

○田村委員長 田村幸子委員。

○田村幸子委員 特に、高校生とか一般の方ということですが、高校生などは何名ぐらい参加されたのですか。

○田村委員長 小松崎 守君。

○小松崎商工課長 笠間高校の生徒約150人程度、御参加いただいております。

○田村委員長 田村幸子委員。

○田村幸子委員 マッチングができて、地元の企業に本当に多くの方が就職されることが

すごく望まれることだと思いますので、すごく期待したいと思います。ありがとうございます。

○田村委員長 ほかにありませんか。

長谷川委員。

○長谷川愛子委員 すみません、どうしても1個だけ。先ほどの創業支援について確認として予算の使い方を聞きたいのですけれども、たしか告知するのが10月あたりとかで、締め切るのが12月とか何か、そこら辺を教えてもらっていいですか。

○田村委員長 小松崎 守君。

○小松崎商工課長 創業支援の募集期間なのですが、一応4月、今年度で言いますと4月から募集開始してしまして12月15日という締切りは設けているのですが、それ以降に工事に入っていただくということで、若干年度より12月15日ということで早めに締め切っております。

○田村委員長 長谷川委員。

○長谷川愛子委員 例えば2月に申請したいという人は、4月からということで間違いありませんね。

○田村委員長 小松崎 守君。

○小松崎商工課長 年度内完成というのが基本となりますので、2月に申請されてしまうと工事が年度内に完了しないという見込みもあるので、一応12月15日という前倒しで締切りを設定してございます。

○田村委員長 長谷川委員。

○長谷川愛子委員 これはちょっと要望になってしまうのですけれども、御検討いただきたいなと思った1点で、その考え方は全くもって行政側の考え方で、確かに補助金を使っているということは税金なのは分かるのですけれども、では2月から使いたいとか周知がされていなくてということもあるので、もうちょっとその辺が緩和できるように今後少し取り入れていただければというのを要望としてお伝えさせていただきます。

○田村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 質疑を終わります。

入替えのため暫時休憩いたします。お疲れさまでした。

午後3時00分休憩

午後3時01分再開

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、観光課所管の一般会計予算の審査に入ります。

歳入、歳出予算と続けて説明願います。

観光課長山内一正君。

○山内観光課長 観光課長の山内でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第32号 令和6年度笠間市一般会計予算の観光課所管分の予算につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入から御説明申し上げます。

観光課所管分の歳入合計は、1億1,592万4,000円となります。

26ページをお開き願います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金。29ページになります、4目商工費国庫補助金、2節観光費補助金1億1,413万4,000円は、デジタル田園都市国家構想交付金（拠点整備）で、笠間工芸の丘整備事業に対する国からの交付金でございます。

35ページをお開き願います。

16款県支出金、3項委託金。36ページになります、4目商工費委託金、1節観光費委託金13万円は、市内における観光動態調査の活動費用に対する県からの委託金となります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入8,276万8,000円のうち、観光課所管分は上から3番目の土地貸付収入140万円となります。愛宕山のグランピング施設であります、エトワ笠間へ貸付けをしております土地の貸付料ということになります。

歳入の説明につきましては以上でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

観光課所管分の歳出合計が、5億9,593万1,000円となります。

ページは151ページになりますので、お開き願います。

6款商工費、2項観光費、1目観光総務費6,173万9,000円は、全て観光課所管分でございます。

12節委託料1,258万2,000円は、1番目かさまコンシェルジュ委託料1,040万5,000円は、観光キャンペーンや観光案内、観光PRの推進を担うかさまコンシェルジュ委託料で、現在22名が所属をしているものでございます。

2番目の観光動態調査委託料13万1,000円ですが、観光動態調査として笠間稲荷神社とあたご天狗の森公園大駐車場での定点調査の業務委託料となります。

3番目、道の駅ゲートウェイ機能強化委託料204万6,000円は、道の駅かさまのゲートウェイ機能を強化することで、道の駅を起点としまして誘客促進を図り、地域経済の活性化につなげてまいるための委託料となるものでございます。

18節負担金補助及び交付金4,377万4,000円のうち、主なものとしましては、2番目、ジオパーク推進協議会負担金122万円です。つくば市が事務局として6市で運営し、貴重な地形や地質、生態系の成り立ちを紹介する活動などへの負担金となっております。

4番目の市内観光周遊バス運行負担金420万円は、友部駅北口を発着としましてバスを

運行している協議会への負担金でございます。

152ページを御覧願います。

同節、上から2番目のフィルムコミッション運営負担金100万円は、茨城県フィルムコミッションと連携しまして、テレビドラマや映画など市内で撮影するロケ班などの誘致をするための経費でございます。

一番下の観光協会補助金3,387万円は、笠間の観光推進の中心を担っております笠間観光協会が行う公益事業及び人件費への補助金でございます。

2目観光振興費1,992万9,000円でございますが、全て観光課所管となります。

10節需用費340万3,000円のうち、主なものとしまして消耗品費230万3,000円は、笠間の菊まつりにおいて学校や事業所へ配布するポットマムなどの購入費となります。

153ページを御覧いただきます、上から2番目の印刷製本費104万8,000円は、名刺サイズの観光カードの印刷費、また総合観光パンフレットを増刷するための印刷費が主なものとなっております。

12節委託料849万3,000円のうち、主なものとしましては、上から3番目、台湾交流事業委託料114万4,000円でございます。台湾で開催されるイベント等で、市の観光PRをするための委託料となるものでございます。

次の4番目になります、バーチャル観光案内システム運営業務委託料257万4,000円でございますが、道の駅かさま、友部駅、岩間駅に設置しておりますバーチャル観光案内のシステム運営に係る維持管理費用となります。

次の地域事業活性化支援事業委託料181万5,000円でございますが、市内の伝統と歴史ある祭りに対しまして、活性化及び継続に向けた取組を支援するための費用となるものでございます。

その下の市内誘客促進イベント支援事業委託料242万円は、春と夏のイベントが集中する期間以外にも観光誘客につながるように、笠間芸術の森公園など大規模な会場で開催するイベントの出展を支援するための費用でございます。

18節負担金補助及び交付金650万円は、第117回目を迎える笠間の菊まつりの実施に向けた補助金でございます。笠間の菊まつり連絡協議会へ補助するものでございます。

3目観光施設費5億1,426万3,000円は、全て観光課所管分となります。

1節報酬2,031万6,000円は、菊栽培所の会計年度任用職員9名分の賃金を計上しておるものでございます。

154ページをお開き願います。

10節需用費792万1,000円のうち、上から4番目の光熱水費259万5,000円でございますが、山麓公園稲荷駐車場などの観光施設に係るもので、その下の修繕料の265万円は、そういった施設の緊急時の対応分となるものでございます。

12節委託料1億3,945万円のうち、主なものとしまして、1行目の監理業務委託料

1,233万3,000円でございますが、笠間工芸の丘の整備工事に伴います監理業務委託料でございます。

4行目の草刈等委託料373万8,000円は、稲荷駐車場、山麓公園、つつじ公園周辺と観光道路、菊栽培所などの除草作業委託料となるものでございます。

7行目の清掃委託料312万4,000円でございますが、稲荷駐車場、山麓公園などのトイレ清掃、ごみの収集作業の委託料となっております。

155ページをお開き願います。

2行目、笠間の家指定管理料295万円でございますが、いばらきの魅力を伝える会への指定管理料で、建築家の伊東豊雄氏の初期の作品となっております、土日祝日の一般公開をしているものでございます。

その下のあたごフォレストハウスほか2施設指定管理料1,500万円は、笠間観光協会への指定管理料で、愛宕山全体の管理を主としまして、新たに令和5年度に整備をしました飲食スペースや多目的スペース、シャワー付更衣室を備えたフォレストハウスなどを運営していくものでございます。

次に、笠間工芸の丘指定管理料967万6,000円は、令和7年度までの指定管理者である笠間工芸の丘への植栽管理の指定管理料となるものでございます。

次の北山公園指定管理料1,500万円は、令和7年度までの指定管理者である笠間市造園建設業協同組合への指定管理料となるものでございます。

次のつつじ公園指定管理料4,550万円は、令和6年度までの指定管理者であります笠間観光協会への指定管理料でございます。

2行下のかさま歴史交流館井筒屋指定管理料1,795万円は、令和8年度までの指定管理者であるいばらきの魅力を伝える会への指定管理料となるものでございます。

また一つ上になりますが、危険木伐採委託料1,000万円でございますが、佐白山周辺、北山公園、愛宕山等の事故防止のために、枯れてしまった古損木、落ち枝、そういったものの除去を行う委託料でございます。

13節使用料及び賃借料483万7,000円は、菊栽培所やあたご天狗の森公園、北山公園をはじめとする観光施設の土地賃借料となるものでございます。

14節工事請負費3億3,040万3,000円のうち、主なものとしましては、2番目の笠間工芸の丘整備工事費2億9,714万円で、笠間工芸の丘のリニューアル工事費となるものです。令和6年度の完成に向け工事を行っているところでございまして、令和6年度は全体の約60%を計上しているところでございます。

次の菊栽培所整備工事費3,196万5,000円は、栽培エリア拡張に伴いまして、散水設備を整備する費用となるものでございます。

観光課の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○田村委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

石井委員。

○石井 栄委員 155ページ、つつじ公園指定管理料に4,550万円が計上されております。観光協会に委託するということなのですが、つつじ公園指定管理料、これで行う事業というのはどういう事業を行うのでしょうか。

○田村委員長 山内一正君。

○山内観光課長 つつじ公園の内容としては、全体的な、つつじまつりをやるところもそうなのですが、そういったつつじ公園の草刈りとか清掃、あるいはそういったものの管理を含めまして山全体の管理をお願いするというか、委託しているものでございます。

イベントの運営としましては、つつじまつりのときに、おはやしとかお茶とかそういったものを行うほか、あと今、昨年7月から始まっております頂上におけるキャンプの運営、そういったものをイベントとしては行っております。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 草刈り委託料については、154ページの草刈等委託料を山麓公園で行うという373万円の費用も計上されているのですが、これと重なってはいないのですか。ここでは、エリアとしてはどこからどこまでを想定しているのですか。はっきりその境界が分からないのですけれども。

○田村委員長 暫時休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時16分再開

○田村委員長 休憩前に続き会議を再開いたします。

山内一正君。

○山内観光課長 今、石井委員おっしゃられた草刈りの委託料のほうは、公園のエリアの周りの観光道路ですとか、その周りの部分の草刈りの委託料を含んでの、この草刈り等の委託料のほうに入るので、この4,550万円の中とエリアとしてはかぶっていない状況でございます。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 その草刈りについてなのですけれども、年間に何回ぐらい、何月頃と何月頃に行っているのですか。

○田村委員長 山内一正君。

○山内観光課長 草刈りの回数でございますけれども、この草刈等委託料の中には稲荷駐車場、山麓公園、今、申し上げました、つつじ公園等の周辺の管理道路とか入っています。草刈りは、そういう駐車場については年3回ほど行っています。それ以外の施設は、年2回を予定してやっております。時期としましては、夏前とか、あとはイベントの前に草刈

りを入れるような形で調整をしているというところでございます。

○田村委員長 石井委員。

○石井 栄委員 以前、9月頃かな、相当草が繁茂してしまっていて、私も言われて行ってみたのですが、私が隠れてしまうぐらいの草が両脇に生えてしまっていて、あれは観光イメージを相当損ねるのではないかなと思っているのですが、それは今年度は大丈夫ですか、そういう対策については、2回の実施時期も含めて。

○田村委員長 山内一正君。

○山内観光課長 委託先のほうと、その協議調整をしながらやっていますので、なるべくあまり草が大きくなるタイミングで入るようなことで調整は毎年しているのですが、そのように調整していきたいと考えております。

○田村委員長 ほかにありませんか。

石松委員。

○石松俊雄委員 155ページ、観光施設の委託料、上から五つ目の北山公園の指定管理料1,500万円、この指定管理料1,500万円自体はいいのですけれども、滑り台、あるいはトイレ、あるいは雨漏りの管理棟、そういうものには何もやらないまま今までどおりの指定管理をしていくということなのですか。

○田村委員長 山内一正君。

○山内観光課長 今の御質問でこの1,500万円、おっしゃるように、今までの管理料でありますので、おっしゃるように、滑り台、あるいは展望台、管理棟、それからトイレでございます。これについて、新年度予算のタイミングで協議は行っております。

北山公園につきましては、まずどういう方向で公園の特性を生かして管理をしていくか、修繕とかそういうものをしていくのかという方向性を先に決めて、それを決めてから、例えば令和6年度の前期のタイミングで庁内で協議をして方向性を出して、必要な部分から例えば補正予算というような部分も活用しながら対応していくという方向性が出されたので、やらないということではなくて、この当初予算にはその部分が組み込まれていないということになってございます。

○田村委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 よく分からないのですけれども、要するにどうなるのですか。令和6年度の前半というと、新年度の半年、6月前までにはどういうふうにするのかという、そういう結論が出るとかという、そういうことなのですか。

○田村委員長 山内一正君。

○山内観光課長 年度でいきますので、令和6年9月の補正予算に、そこに組み込めるように方向性のほうを示していきたいかなというふうに考えております。

○田村委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 それは、庁内職員だけでやるということなのですか。要するに、もう住

民からいろいろ声が出ているわけではないですか。そういう声についてどういうふうに応えていくのか、それ庁内で検討して方向性を出すというその中に、どういうふうに組み込んでいく、取り組まれていくのかということと、もう一つ、申し訳ない、3回しか質問できないので、もう一つ確認したいのですけれども、滑り台の安全対策について、目視で遊具の業者はまだ安全性について診断する必要はないというようなニュアンスの答弁をいただいているのですけれども、実際にはそれは安全性について正式な診断しなくても大丈夫なのですか。

○田村委員長 山内一正君。

○山内観光課長 まず、どういう体制で中身を検討するかというのは、まず職員のほうでやりまして、あとは、おっしゃられるように、いただいている意見もありますので、そこを含んで協議を進めていきたいというふうに考えております。

滑り台の点検については、点検事業者に毎年点検を行っていただいております。今現在、かなりさびの部分があるいは不具合箇所も少し出ているという現状はもちろん認識しております。ただ、今すぐに使用を止めなければならない危険な状態ではないという判断はいただいているところでございます。

○田村委員長 石松委員。

○石松俊雄委員 要するに心配しているのは、もしも事故が起こった場合に、こちら側の行政側の責任が問われたときに、ちゃんとそれに応えられるだけの書類とか、そういうものがきちんと準備されているのかどうかというところを心配しているのですけれども、大丈夫なのですか。

○田村委員長 山内一正君。

○山内観光課長 今のところ、その診断結果、毎年していただいておりますので、所有しているところでございます。

○田村委員長 ほかにありませんか。

田村幸子委員。

○田村幸子委員 153ページに委託料のほうで、バーチャルのほうの257万円、道の駅と岩間駅のこちらと、151ページのコンシェルジュ委託というのはつながっていますか。

○田村委員長 山内一正君。

○山内観光課長 内容的にはつながってなくて、一つの、バーチャルのほうの案内、その3か所の管理運営をしていくシステムの委託料になりまして、コンシェルジュの委託料は観光協会に属していますコンシェルジュのほうを活用したものの委託料になりますので、その予算同士は重なってはいない状況です。

○田村委員長 田村幸子委員。

○田村幸子委員 それともう一つの151ページのところで、道の駅ゲートウェイ機能強化委託料というもの204万6,000円で計上されておりますが、この効果は、十分効果はあると

思いますけれども、何か今までの特に効果と、さらに令和6年度に期待することとかというのはありますか。

○田村委員長 山内一正君。

○山内観光課長 この営業が昨年までなくて、今度、令和6年度から新規ということで、確かに道の駅に来られた方が周遊しているゲートウェイ機能というのはある程度果たされているとは思いますが、ただまだ逆に言うと、ほかに来た方が道の駅に寄るかという部分も甘かったりするので、ここは新規でそこを掘り起こして新たに委託をして、そういった周遊コースであるとか、魅力の発掘をしたものをつくって、さらに道の駅を中心にゲートウェイ機能を強化しようという委託料でございます。

○田村委員長 田村幸子委員。

○田村幸子委員 ということは、また別の新しいところへ委託するという事でよろしいのですか。

○田村委員長 山内一正君。

○山内観光課長 このゲートウェイを中心とした委託料というのは今までやっていなくて、今回は新たにここを起点とした周遊で活性化をしていこうという委託料になりますので、別というか、新規で考えております。

○田村委員長 田村幸子委員。

○田村幸子委員 分かりました。ありがとうございます。

○田村委員長 ほかにありませんか。

坂本委員。

○坂本奈央子委員 153ページの地域事業活性化支援事業委託料のところで、お話しには伝統と歴史ある祭りの開催の支援ということだったのですが、その内容についてもう少し詳しく、あと委託する先がどこになるか伺います。

○田村委員長 山内一正君。

○山内観光課長 今の地域事業活性化支援事業委託金ということでの御質問かと思えます。

こちらについては、やはりなかなか地元のお祭りというか、盛り上がっていかないという部分もありますので、市の中の市内外から開催することによって誘客できるような大きいお祭りに対して、そこに呼び込める伝統の祭りの対象として支援をしていこうということでございます。対象として考えている部分は、例えば笠間で言いますと八坂神社の祇園祭ですとか、友部ですと平神社の祇園祭、八雲神社は夏季例祭ですか、あと岩間ですと六所神社の例大祭や悪態祭りというようなものを想定しているというところでございます。

委託先ですよ。これは令和5年度もやっていて、令和5年度はいばらきの魅力を伝える会というところのNPO法人に委託をしております。

○田村委員長 坂本委員。

○坂本奈央子委員 分かりました。

地元の地域開催のお祭りに対して支援をしていくということだと思っておりますけれども、令和5年度はNPOに委託をしたということなのですが、令和6年度についてもその方向なのでしょうか。

○田村委員長 山内一正君。

○山内観光課長 その方向で、今、考えてございます。

すみません、経費としては対象経費を考えておりまして、その2分の1で最大30万円ということで計上させていただいているところです。

○田村委員長 ほかにありませんか。

畑岡委員。

○畑岡洋二委員 155ページの危険木伐採委託料1,000万円、多分この金額だといろいろな場所が想定されるのでしょうかけれども、今の考えている危険木の場所はどの辺のことを対象にしているのか、お願いいたします。

○田村委員長 山内一正君。

○山内観光課長 危険木の伐採の箇所なのですが、佐白山、北山公園、それから愛宕山周辺というところを予定して考えております。

○田村委員長 暫時休憩いたします。

午後3時30分休憩

午後3時31分再開

○田村委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

山内一正君。

○山内観光課長 つつじ公園、佐白公園、それから愛宕山の公園の中の支障木、それと愛宕山周辺の危険木の伐採というようなところです。

○田村委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 全て細かいところまで聞きたいわけではないのですが、例えば佐白公園というのは公園といっても、まさしく園の中なのか、観光道路なのかというときに、例えば佐白山の観光道路の多分50年からたっている桜とかがほぼ危険木になりつつあって、多分そういうのが対象と言ってくれるのだったら、ああ、分かりましたですが、実は私も近いところ、ああいうところに顔を出すことがあって、道路の縁までは多分市が管理せざるを得ないと。ちょっと入ると民地なので別な予算が動くかもしれないのですが、この辺は今、まさしく、限定的に言うと今の観光道路の古くなった桜の枝というのは今回対象になっているかということなのです。お願いいたします。

○田村委員長 産業経済部長礪山浩行君、お願いします。

○礪山産業経済部長 畑岡委員の御質問にお答えします。

どちらかという、観光課と農政課と両方とも森林の伐採というものがあまして、農

政課で行うのはどちらかという面と、観光課で行うのは点です。というふうな考え方なので、当然、観光道路の桜の木の老木化しているということも想定には入っております。その危険度を見ながら順位づけをして、どこからやっていくものなのかというところは、観光課は点という視点で事業を行っていくという考え方でございます。

○田村委員長 畑岡委員。

○畑岡洋二委員 しっかり市内広いところの現場を確認していただいて、優先順位をして、けがというか、事故が起きないように対応をしていただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○田村委員長 ほかにありませんか。

内桶克之君。

○内桶克之委員 畑岡委員の関連なのですけれども、佐白公園は分かるのですけれども、今は井筒屋が拠点になって、笠間城までのルートを上がる方が多いです。今、観光という面で行くと、やっぱり佐白公園から笠間城までのルートを観光のほうでどういうふうに考えているか、この危険木の考え方と観光の面でどういうふうに考えているか、教えてください。

○田村委員長 礪山浩行君。

○礪山産業経済部長 佐白山全体の観光の考え方というお話だと思うのですけれども、令和5年度についても、実は稲荷駐車場の道路際にあった日動のスポーツカーミュージアムの反対側にあった危険木の伐採なんかを観光課のほうで行っておりますので、そういうところ、歩行者に対して危険度が高いところに関しては積極的にやっていくべきものと考えているところでございます。

あとは、佐白山全体の観光というところなのですが、今まさに教育委員会のほうで城址の発掘調査を行っております。その調査があと3年ぐらいかかると聞き及んでいるところでございますが、その終期を見据えて、文化財的価値や観光資源としての価値というところを捉えながら全庁的に佐白山の在り方、観光施設、文化施設、歴史施設としての在り方について議論を進めていく中で、我々産業経済部の部分ではどのパートを担っていくべきなのかというところを見据えていきたいというふうに考えているところでございます。

○田村委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 今の生涯学習のほうで動いていますけれども、全体的な観光を考えると、北山公園があって、佐白山があって、佐白公園があって、つつじ公園があってという、その観光の場所がすごく連続していて、今、佐白山だけが整備がないという状況になっているのです。ですから、私たちも小学校の頃行った佐白山の思い出というのもあって、今、自然公園になっていてなかなか木が切れないとか、そういうこともあるので、そこを見据えて観光の拠点としての在り方を今後検討していただきたいなと思います。

以上です。

○田村委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 151ページの12委託料のところなのですけれども、観光動態調査委託料という形で、愛宕駐車場、稲荷駐車場という形の、先ほど解説というか、お話だったと思うのですけれども、これ目的とか、どういった調査をやっているか、頻度とか結果というものはどういうものなのかというのを教えてください。

○田村委員長 山内一正君。

○山内観光課長 県のほうからも収入が同額であるものでございますけれども、やはり主だった各市町村のところ、やり方としましては、そこに調査員がいまして来場者のカウントをするということ、それで平日と祝日と各1日で4回でございますから年8回やりまして、それを県のほうに出していくと、その数字をベースに県のほうで数字をまとめまして、県内にどのぐらいの誘客というか、来場者がいるかというものを年に1回発表というか、冊子というか、まとめたものが公表されるという形でございます。

○田村委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 これは県から委託しているのでやっているというだけの事業ではあるのですけれども、きっと笠間市としてもこれをうまく活用しながらという形で考えたときに、愛宕と稲荷駐車場だけだとちょっと、かさまの道の駅、本当は取ってもらいたいなど、個人的にはちょっと思ったのですけれども、そういったのを総合的にこれから利用していただけるといいなというふうに考えたので、そういう考えはないですか。定点と合わせれば。

○田村委員長 山内一正君。

○山内観光課長 この観光動態調査については、この定点ということで愛宕山の大駐車場と稲荷神社でございます。

道の駅については、レジの通過者というようなことでカウントしておりますので、数字はそちらで取れておるので、こことはまた別にカウントしている状況でございます。

○田村委員長 鈴木委員。

○鈴木宏治委員 すみません、稲荷駐車場と先ほどの説明であったのですけれども、稲荷駐車場ではないのですね。

○田村委員長 山内一正君。

○山内観光課長 申し訳ありません。稲荷駐車場ではなくて、笠間稲荷神社でございます。笠間稲荷神社の境内の部分と、それからあたご天狗の森公園の大駐車場の2か所でございます。

失礼いたしました。稲荷駐車場ではございません。

○田村委員長 ほかにありませんか。

石井委員。

○石井 栄委員 151ページに、市内観光周遊バス運行負担金が420万円計上されておまして、これはたしか企画政策課の費用負担もあったのではないかなと思う……、ないので

したか、（発言する者あり）、これ単独でしたか。

では、この運行経路についての変更、改善、追加みたいな計画というものはあるのですか。

○田村委員長 ちょっと暫時休憩します。

午後3時39分休憩

午後3時40分再開

○田村委員長 休憩を解きます。会議を再開します。

石井委員。

○石井 栄委員 そうしますと、観光課のこの件についての果たす役割というのを負担金を負担して貢献するというのもう1回、どういう面でこの負担金を交付しているのか。

○田村委員長 礒山浩行君。

○礒山産業経済部長 それでは、私のほうから。

観光周遊バスの役目というのは、あくまでもこの文字どおりの観光周遊のためのバスでございます。今、日動美術館や市内の観光施設を拡張バス停として使っているところがございます。

この運行の費用負担、当然協議会ですから、バス停を置いているところの施設なんかも当然お支払いをいただいて運営しているものでございますので、観光に関する大きなものに関しては市のほうでというか、一部を負担しているので、今までからいうと協議会の設置目的は当然、駅を起点とした観光ルートをつくるということがあれなのですけれども、効果があるのかなのかということ、今、令和5年度だと過去最高の乗車率、土日に関してはトータルすると、ただ平日に関しては空席が目立つような状況だと。これを2次交通と絡めてどういうふうなものが最善なのかというのを今、企画課のほうでやっているという認識でございます。

○田村委員長 ほかにありませんか。

田村幸子委員。

○田村幸子委員 155ページのところで、菊の栽培所整備工事で3,196万5,000円ということで、散水の設備を整えると伺ったのですけれども、すごく水やりが大変だということを聞いていまして、こういった設備を整えればもっと、例えば菊の栽培とかを拡大するとか、そういうことにもつなげていく方向になるのですか。

○田村委員長 山内一正君。

○山内観光課長 菊の栽培、鉢数の拡大につながっていくものでございます。

この給水の工事というのは、今あるエリアをまた借地しまして、真横なのですが、今、拡大をしているところです。やはり、一鉢一鉢水のやる量が違うというのが栽培所のほうの考え方でありまして、その起点となるその水が1か所から引っ張っていると水やりに7時間も8時間もかかってしまうということなので、その水をためるところを何か所か造る

と、そして必然的に人が手で水はやるのですけれども、それを元から一つでやるのではなくて、やりやすいようにするというので、今現在が1,500鉢ほどつくっています。今、少し整備されてきたので、今回令和5年の、昨年の菊まつりは200鉢ぐらい増えました。最終的には2,000鉢ぐらいを目指してというようなことで整備をしているという状況でございます。

○田村委員長 田村幸子委員。

○田村幸子委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○田村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田村委員長 質疑を終わります。

以上で産業経済部関係各課の審査を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

次の委員会は、明日8日午前10時から開会いたしますので、時間厳守の上、御参集願います。

本日は大変お疲れさまでした。

午後3時43分散会